第３期

南島原市地域福祉計画・
南島原市地域福祉活動計画

令和３年３月

南島原市

南島原市社会福祉協議会

ごあいさつ

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の問題が深刻化しており、社会構造の変容とともに、育児・介護・障がいなど世帯が抱える生活課題が複合化・複雑化しています。

さらには、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域とのつながりが希薄化し、社会的孤立の問題も生じています。このことは、虐待、孤立死、消費者被害トラブル、生活困窮などの社会的な課題に密接に関わっており、事態を複雑化・深刻化させる要因ともなってきています。

こうした背景を踏まえ、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。また、平成 30 年 4 月に改正施行された社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備に向け、地域福祉の推進理念が規定されたところです。

そのため、南島原市においても、第１期計画から掲げている「誰もが輝き、支え合いながら、安心して生活できる共生のまち」の基本理念を継承しつつ、改正社会福祉法が目指す地域共生社会の実現に向け、「第３期地域福祉計画」を策定しました。

住み慣れた地域で生きがいと安心をもって暮らせることは誰もが願うことです。将来、もし、支援が必要になったとしても、共に支え合える地域にしたい。地域で解決が困難な時は、専門機関や制度がしっかりと支えていく。基本理念に込められたこの想いは、行政はもとより、関係機関・団体、市民の皆さまが、同じ方向を向き互いに協力しながら本計画を推進することで実現するものと確信しております。どうか、皆さまのご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、ご協力いただいた地域福祉計画等策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力をいただいた市民の皆さま、ワークショップに携わっていただいた学校関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和３年３月

南島原市長　松本政博

ごあいさつ

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉推進」の中核的機関として位置づけられており、時代の変遷とともに担うべき責務はますます重要なものになっております。これまでも市民の皆様や南島原市と協働し、さまざまな事業に取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化や核家族、高齢世帯の増加などにより、地域で支え合う力の脆弱化や家族の機能の低下が見られます。また、子どもや高齢者のひきこもりなどの社会的孤立、低所得による生活困窮者の増加など、福祉課題の多種多様化によって、公共の福祉サービスのみでは対応が難しくなり、改めて地域における助け合い、支え合いの社会構築が求められています。

社会福祉協議会では、これまで「第２期地域福祉活動計画」をもとに、地域福祉を推進するため各種事業に取り組んでまいりましたが、令和３年３月をもって計画時期が満了するため、第２期計画の取り組みの成果を踏まえて、南島原市が策定する第３期地域福祉計画と一体的に「第３期地域福祉活動計画」を策定しました。

社会福祉協議会としては、地域包括ケアシステムの構築に向けた生活支援体制整備や高齢者や障がい者などの権利擁護を目的とした成年後見センターなどの事業を軸に、市民の皆様と地域福祉に関わるあらゆる団体と連携を取りながら進めてまいりたいと考えておりますので、更なるご協力とご参加をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なご協力を賜りました南島原市地域福祉計画等策定委員の皆様、アンケートにご協力をいただきました市民の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

令和３年３月

社会福祉法人　南島原市社会福祉協議会

会　長　本　田　利　峰

目　次

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景と趣旨 …… 1
２　地域福祉計画とは …… 2
３　計画の位置付け …… 3
４　計画の期間 …… 4
５　計画の策定体制 …… 5

第２章　南島原市を取り巻く地域の現状

１　人口構造と少子高齢化の状況 …… 7
２　高齢者のいる世帯の状況 …… 11
３　要配慮者の状況 …… 12
４　アンケート調査結果に見る地域の生活課題等 …… 15

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念 …… 19
２　計画の基本目標 …… 20
３　計画の推進 …… 22
４　計画の体系 …… 24

共同企画　高校生ワークショップ

高校生が考えた「南島原市のふくしのまちづくり」 …… 25

第４章　基本目標ごとの取り組み

基本目標１　地域住民を主役とした、地域福祉の拠点づくり

１　地域福祉の意識づくりと人権意識の普及・啓発 …… 31
２　地域交流の促進 …… 36
３　地域における支え合いとボランティア活動の促進 …… 39

基本目標２　地域の抱えるさまざまな問題を相談できる体制の強化

１　包括的相談支援体制の構築 …… 43
２　権利擁護の充実 …… 46

基本目標３　生活を支える福祉サービスの展開
１　地域のニーズに対応したサービス基盤の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
２　災害に強い地域づくり　・・ 54

参考資料

１　南島原市地域福祉計画等策定委員会設置要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
２　南島原市地域福祉計画等策定委員会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

第１章
計画の概要

１　計画策定の背景と趣旨

平成 12 年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、地域社会のあり方として住民同士のお互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」が第４条に明記されました。この条文をベースとして、平成 27 年 4 月に生活困窮者の自立の促進と生活困窮者支援を通じた地域づくりを目指して「生活困窮者自立支援法」が施行され、平成 29 年 6 月に地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。これらの背景には、全国的な人口減少や少子高齢化といった社会構造の変容と、育児、介護、障がい、貧困などといった生活課題のニーズが「複合化」「複雑化」していることが挙げられ、特定の対象者や分野ごとに展開されていた縦割り支援だけでは対応ができないため、「人が人を支援する」いわゆる「人づくり」「地域づくり」によって人を支える仕組み（社会福祉法第 4 条の展開）を制度に盛り込んだという特徴があります。

また、平成 30 年４月施行の改正社会福祉法では、地域福祉推進の理念が規定され、市町村に①住民に身近な圏域で、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる環境の整備、②住民に身近な圏域で、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に取り組むことにより、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制を整備することが新たに努力義務とされました。

本市では、「第 2 期南島原市地域福祉計画・第 2 期南島原市地域福祉活動計画」に基づき、市民とともに地域福祉施策の推進に取り組んできましたが、令和 3 年 3 月をもって計画期間が満了することから、国の動向を踏まえながら両計画の見直しを行う必要があり、これまでの取り組みの成果と残された課題を検証しつつ、地域を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応した、「第 3 期南島原市地域福祉計画・第 3 期南島原市地域福祉活動計画」を策定しました。

※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成 29 年２月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

■地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のイメージ

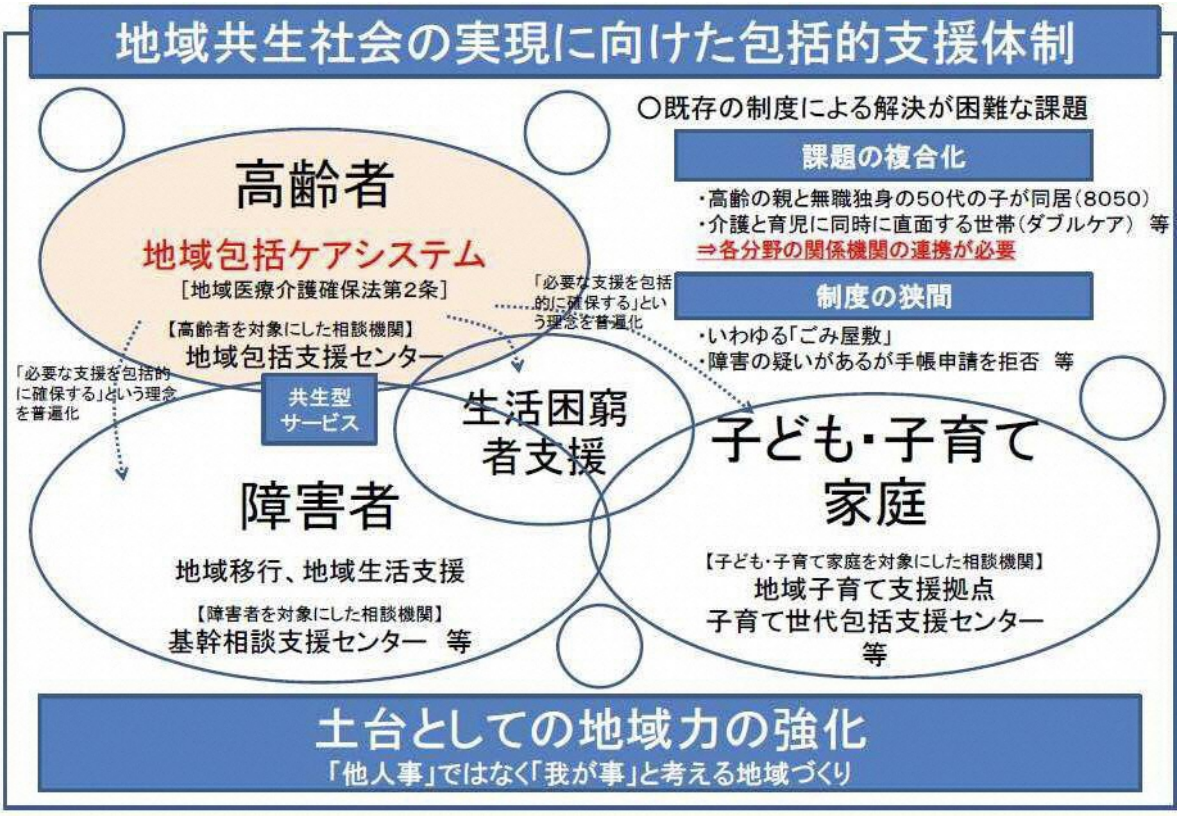

資料：厚生労働省

２　地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める「上位計画」です。

このことを前提として、生活の場である「地域」に着目しながら、多様な福祉課題・生活課題、例えば、人と人とのつながりが希薄化し、地域から孤立している人の問題や地域福祉の担い手が不足していることなどの課題に対し、それらの解決を図るために「私たち」が主体的に関わる地域福祉の基本的方策を示す計画です。

３　計画の位置付け

地域福祉計画は、改正社会福祉法及び「長崎県地域福祉推進計画」との整合を図るとともに、市の上位計画である「第 2 期南島原市総合計画」や各種関連計画との整合を図りました。なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画として策定しました。

一方、地域福祉活動計画は、南島原市社会福祉協議会が中心となって策定する計画で、住民自身が地域福祉の推進に取り組むための行動計画です。地域福祉計画と地域福祉活動計画は両計画ともに、住民参加を通じて地域福祉の推進を図るという共通の目的を持ちます。

したがって、計画策定にあたっては、各地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉の基本理念や地域住民による福祉活動への支援策など共有・連携を図ることが重要であることから、本市では、第１期からこれら２つの計画を一体的に策定することとしており、本計画ではさらに両計画の融合を図っています。

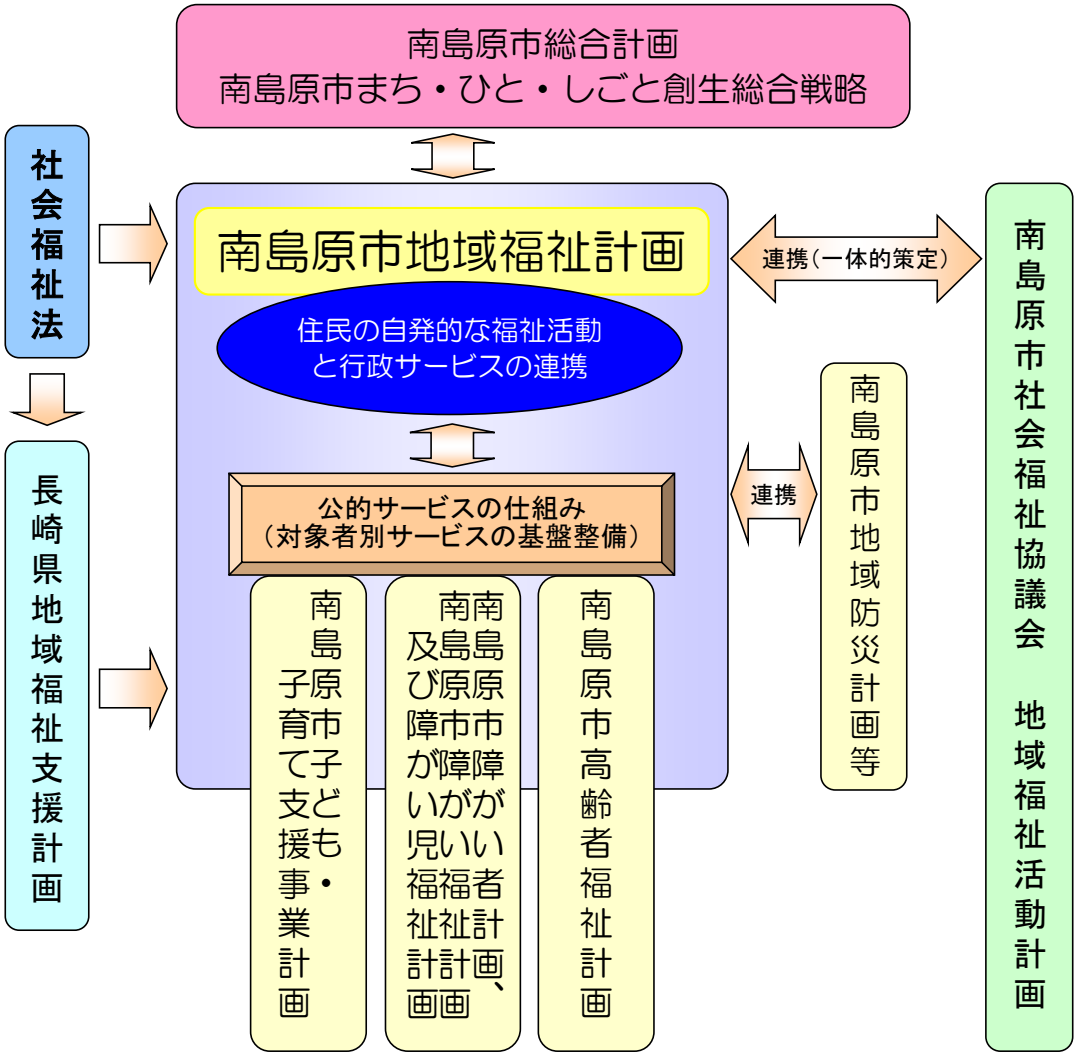

４　計画の期間

本計画の期間は令和３年度を初年度とし、令和７年度を目標年度とする５か年とします。ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■地域福祉計画と関連する行政計画の計画期間

西暦（年度） 【年号（年度）】	2016 【H28】	2017 【H29】	2018 【H30】	2019 【H31】	2020 【R2】	2021 【R3】	2022 【R4】	2023 【R5】	2024 【R6】	2025 【R7】	2026 【R8】
地域福祉計画	2期					**3期（本計画）**					4期
総合計画（基本計画）	1期（後期）		2期（前期）					2期（後期）			
高齢者福祉計画	4期		5期			6期			7期		
障がい者計画	5期					6 期					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	3期		4期			5期			6期		
子ども・子育て 支援事業計画	1期				2期					3期	

５　計画の策定体制

本計画は、地域福祉の推進にあたって大きな役割を担う南島原市社会福祉協議会と連携して策定しました。

（１）南島原市地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「南島原市地域福祉に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	住民基本台帳に基づき、令和２年９月１日現在、市内在住の満 20 歳以上の方の中から年齢階層ごとに無作為抽出した 2,000 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和２年９月 10 日（木）から令和２年９月 25 日（金）まで
回収結果	配布数：2,000 件　　有効回収数：816 件　　回収率：40.8%

（２）南島原市地域福祉計画等策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉施策の推進に係る検討を行うために、社会福祉事業者、社会福祉団体、次世代育成団体、市民団体の関係者等からなる「南島原市地域福祉計画等策定委員会」を設置し、計画案の審議を行いました。

（３）パブリック・コメントの実施

令和３年２月１日から２月 26 日まで計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

第２章
南島原市を取り巻く地域の現状

１　人口構造と少子高齢化の状況

（１）人口ピラミッド

本市の人口は、令和２年 10 月１日現在で、男性 20,779 人、女性 23,824 人、合計 44,603 人となっています。

年齢階層別にみると、60 代後半といわゆる団塊の世代が含まれる 70 代前半が多く、そこから 20 代後半までは年齢階層が低くなるにつれて人口も少なくなっています。

今後 10 年間で、70 代前半及び 60 代後半の階層が順次後期高齢期に達することから、特に後期高齢者（75 歳以上）の増加が見込まれます。

また、０～４歳の子どもや、今後の子育て世代を担う 20 代の年齢層が少なく、さらなる少子化の進行が懸念されます。

■人口ピラミッド（令和２年 10 月１日現在）

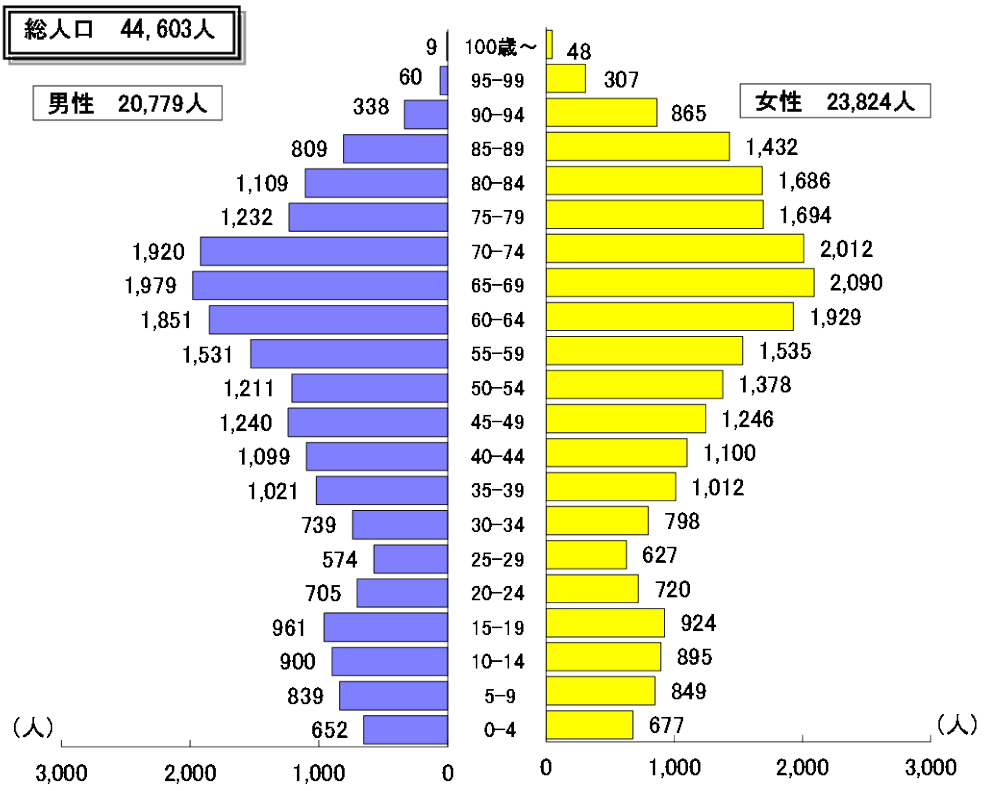

資料：住民基本台帳

（２）年齢３区分人口の推移

本市の総人口は減少の一途をたどっていますが、年齢３区分別にみると、65 歳以上の高齢者人口が増加を続ける一方、15～64 歳の生産年齢人口及び 15 歳未満の年少人口は減少を続けています。これに伴い高齢化率は上昇の一途をたどっており、令和２年の高齢化率は 39.4%、市民の 2.5 人に１人が高齢者という状況になっています。

■年齢３区分人口の推移

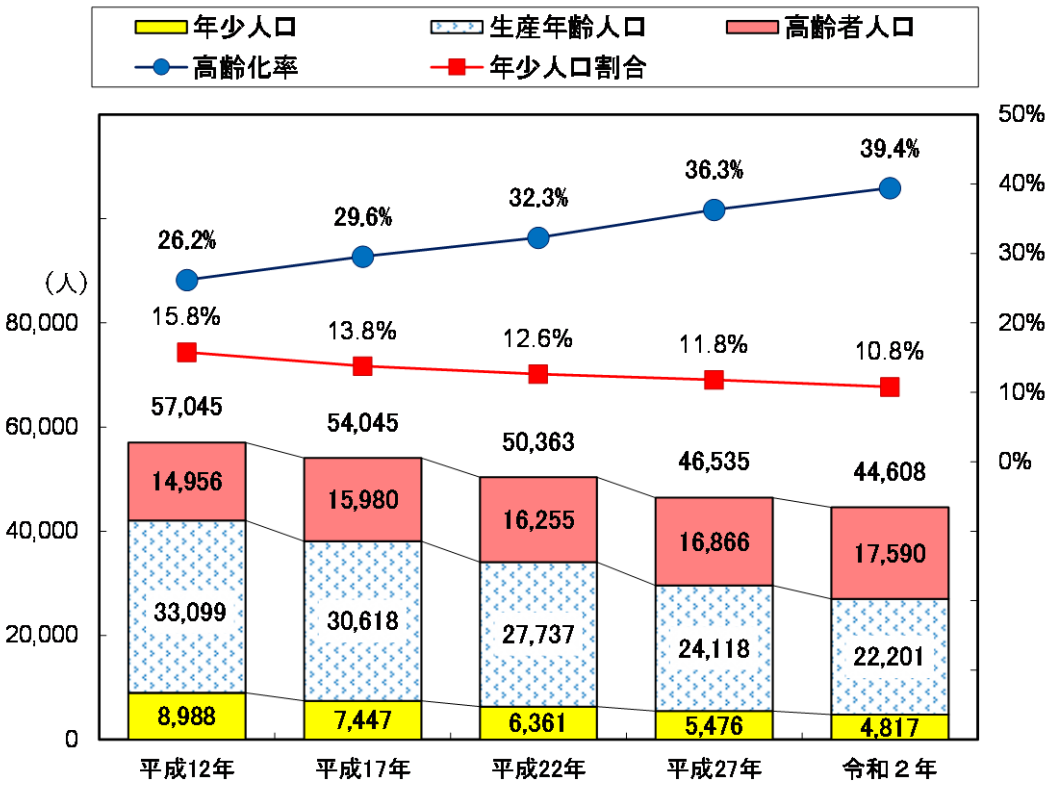

※総人口には年齢不詳人口を含む　　資料：国勢調査（令和２年は住民基本台帳）

（３）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、一貫して全国平均、県平均を上回っていますが、人口維持に必要とされる合計特殊出生率が 2.08 程度とされていることを考えると、まだまだ高い水準とは言えません。

また、合計特殊出生率が多少高くても、出産適齢人口が少ないことが、子どもの数の少なさにつながっています。

■合計特殊出生率の推移

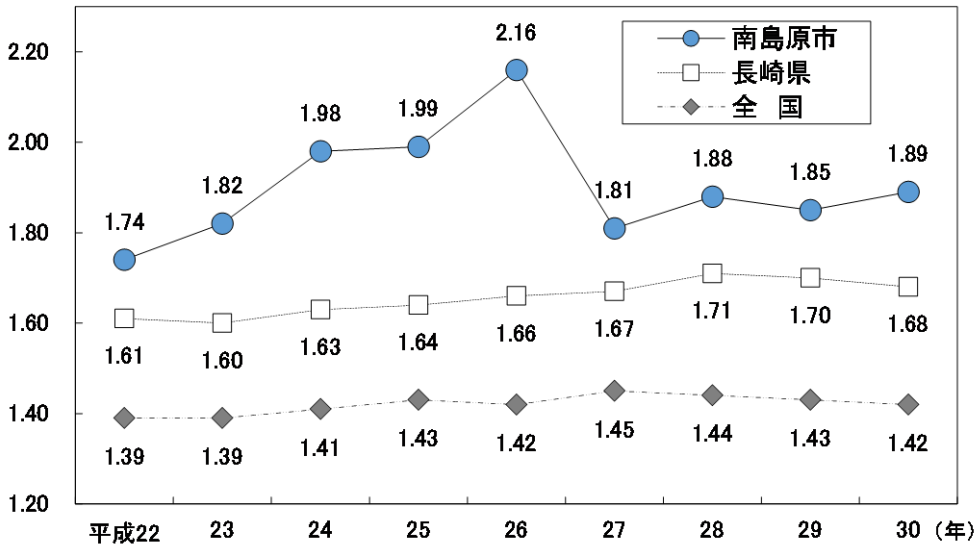

資料：南島原市は住民基本台帳人口より算出
資料：長崎県は厚生労働省人口動態統計
資料：全国は国立社会保障人口問題研究所

（４）日常生活圏域別高齢者人口と高齢化率

日常生活圏域別の高齢者人口と高齢化率は以下のとおりで、高齢化率が最も低い「深江町」（32.8%）と、最も高齢化率が高い「口之津町」（47.9%）では、15.1 ポイントの差があります。

また、「深江町」以外の圏域では、75 歳以上の後期高齢者人口が 65 歳から 74 歳までの前期高齢者人口を上回っており、高齢者に占める後期高齢者の割合が最も高い「北有馬町」では後期高齢者比率が 58.5%となっています。

■日常生活圏域別高齢者人口と高齢化率（令和 2 年 10 月 1 日現在）

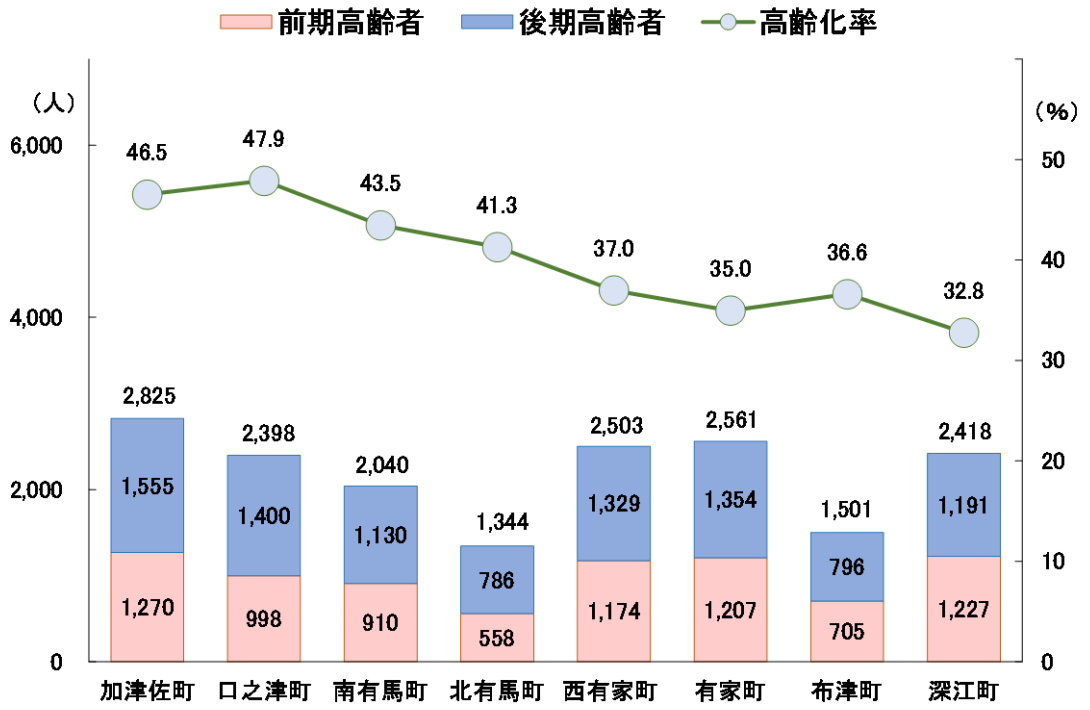

資料：住民基本台帳

２　高齢者のいる世帯の状況

本市の親族世帯数は、人口減少に伴い平成 12 年以降減少が続いていますが、高齢化の進展に伴い、高齢者のいる世帯数は増加の一途をたどっており、令和２年 10 月 1 日現在、高齢者のいる世帯数は 12,284 世帯で、総世帯数に占める割合は 65.2%となっています。平成 12 年から令和 2 年までの 20 年間の推移を見ると、高齢者単身世帯の割合は 16.7%から 35.2%へと世帯数とともに上昇しています。

■高齢者のいる世帯の状況の推移

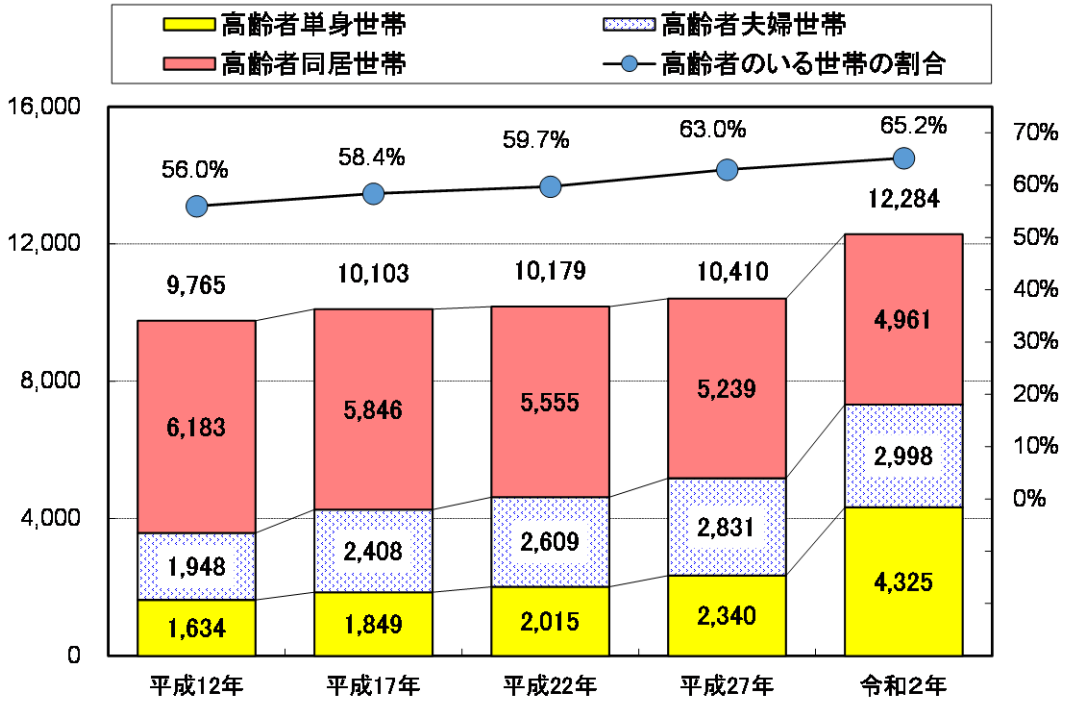

（各年10月１日現在）　　資料：国勢調査（令和２年は住民基本台帳）

３　要配慮者の状況

（１）要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移

平成 27 年まで増加傾向にあった要介護等認定者数は、平成 28 年度以降微減傾向にあり、令和 2 年度は 3,969 人と、前年度に比べ 72 人減少しています。また、要介護等認定率も平成 27 年以降概ね低下傾向にあり、令和 2 年は 22.6%となっています。

しかし、本市の人口構造から見ると、今後 10 年程度は後期高齢者の増加が見込まれるため、要介護等認定者数の増加と要介護等認定率の上昇が見込まれます。

■要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移

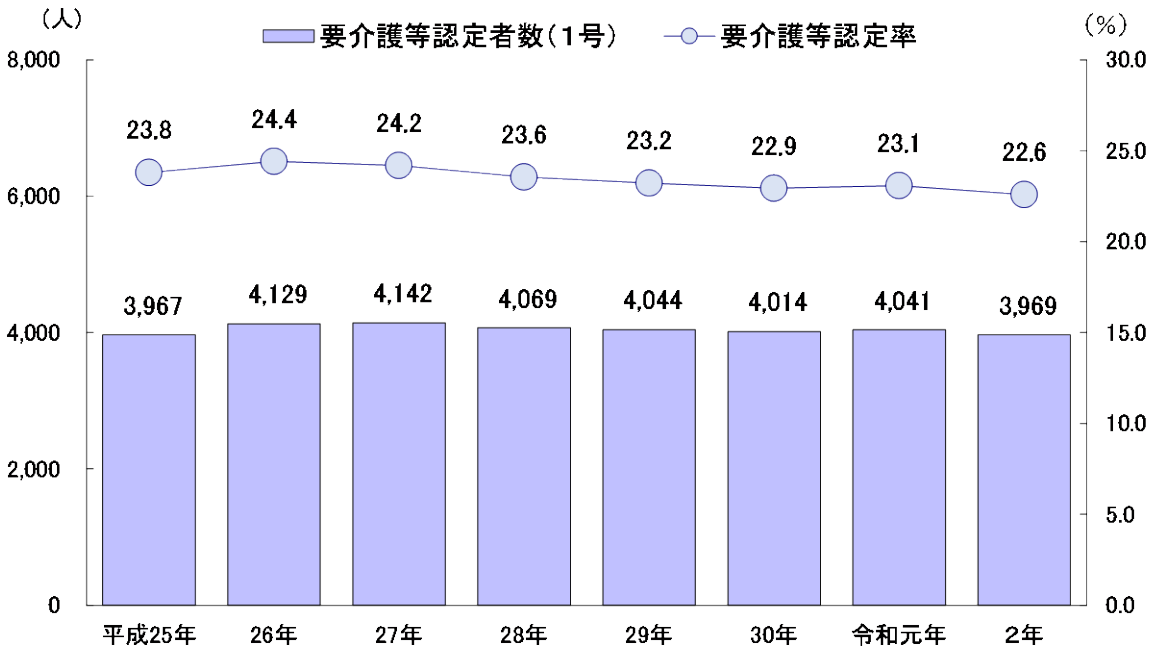

（各年9月末現在）　　資料：介護保険事業状況報告

（２）障害者手帳所持者数の推移

各種障害者手帳所持者数の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

令和元年度末現在の身体障害者手帳所持者は 2,542 人、療育手帳所持者は 572 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 431 人となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）　（単位：人）

障害種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	240	235	218	214	205
聴覚･平衡機能障害	264	254	254	249	240
音声･言語障害	34	33	31	32	31
肢体不自由	1,398	1,360	1,327	1,286	1,259
内部障害	799	796	787	789	807
合　計	2,735	2,678	2,617	2,570	2,542

※各年度末現在　　資料：南島原市福祉課

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）　（単位：人）

等　級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
１　級	787	772	739	729	726
２　級	417	403	393	379	378
３　級	465	464	464	465	444
４　級	644	626	611	594	594
５　級	236	226	219	209	205
６　級	186	187	191	194	195
合　計	2,735	2,678	2,617	2,570	2,542

※各年度末現在　　資料：南島原市福祉課

療育手帳所持者数の推移（障害程度別）　（単位：人）

障害程度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
Ａ１判定	126	127	134	134	134
Ａ２判定	112	119	119	122	127
Ｂ１判定	177	172	167	163	170
Ｂ２判定	123	128	136	137	141
合　計	538	546	556	556	572

※各年度末現在　　資料：南島原市福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）　（単位：人）

等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
１級	54	48	47	45	49
２級	264	262	269	281	283
３級	63	62	72	83	99
合計	381	372	388	409	431

※各年度末現在　　資料：南島原市福祉課

（３）生活保護率の推移

本市の生活保護率は、全国平均や県平均よりも低い水準で、横ばい傾向にあります。

■生活保護率の推移

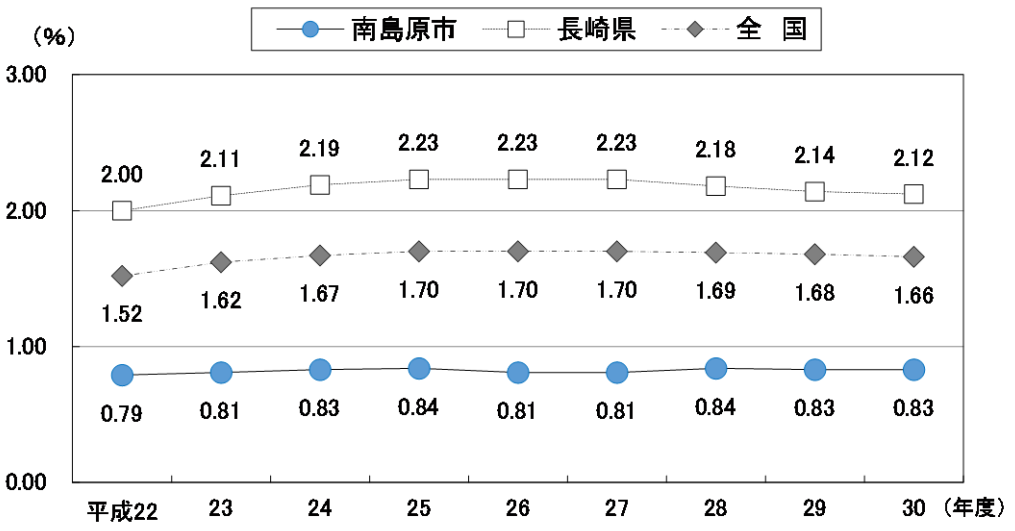

（各年度平均）　　資料：全国生活保護速報

４　アンケート調査結果に見る地域の生活課題等

（１）日々の生活における悩みや不安

日々の生活で感じている悩みや不安については、「自分や家族の健康のこと」と回答した人が 56.7%と最も多く、「自分や家族の介護のこと」が 29.9%、「災害時の備えや避難に関することが 21.7%で、それに続いています。

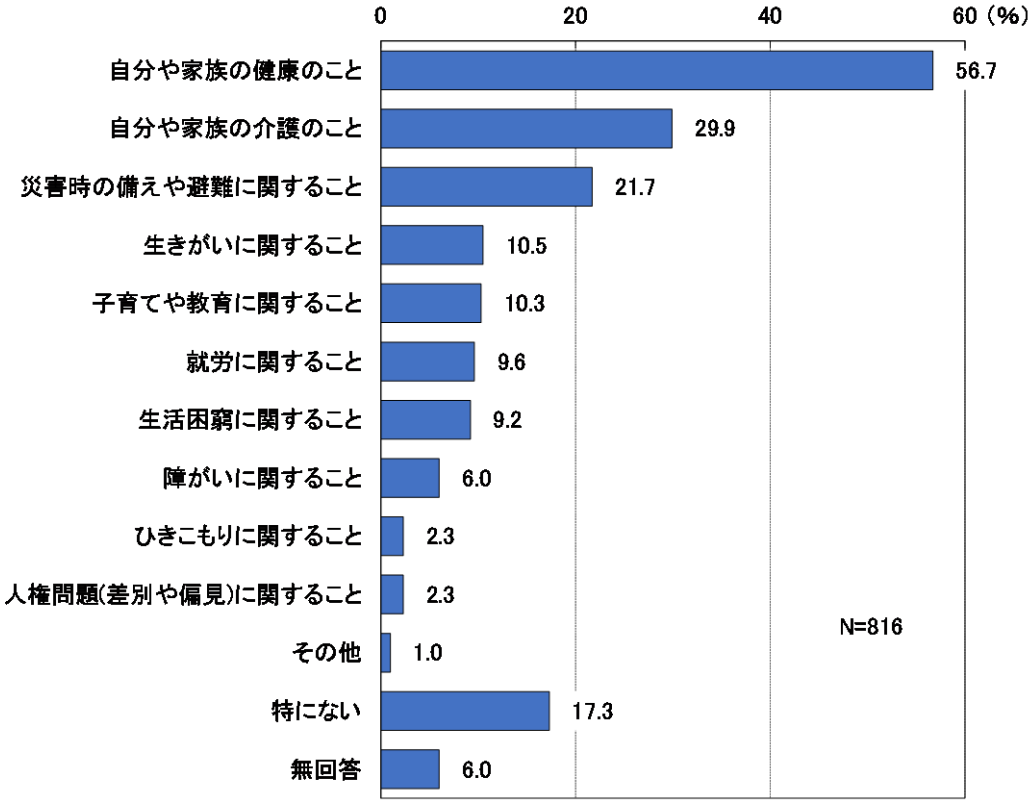

資料：アンケート調査結果

（２）地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題

地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題としては、「買い物に不便なこと」が 28.6%と最も多く、以下、「ひとり暮らしの高齢者や障がい者のこと」（25.5%）、「介護が必要な高齢者のいる世帯のこと」（21.3%）、「地域の災害に関すること」（19.2%）、「自治会の役員のなり手がないこと」（18.8%）と続いています。

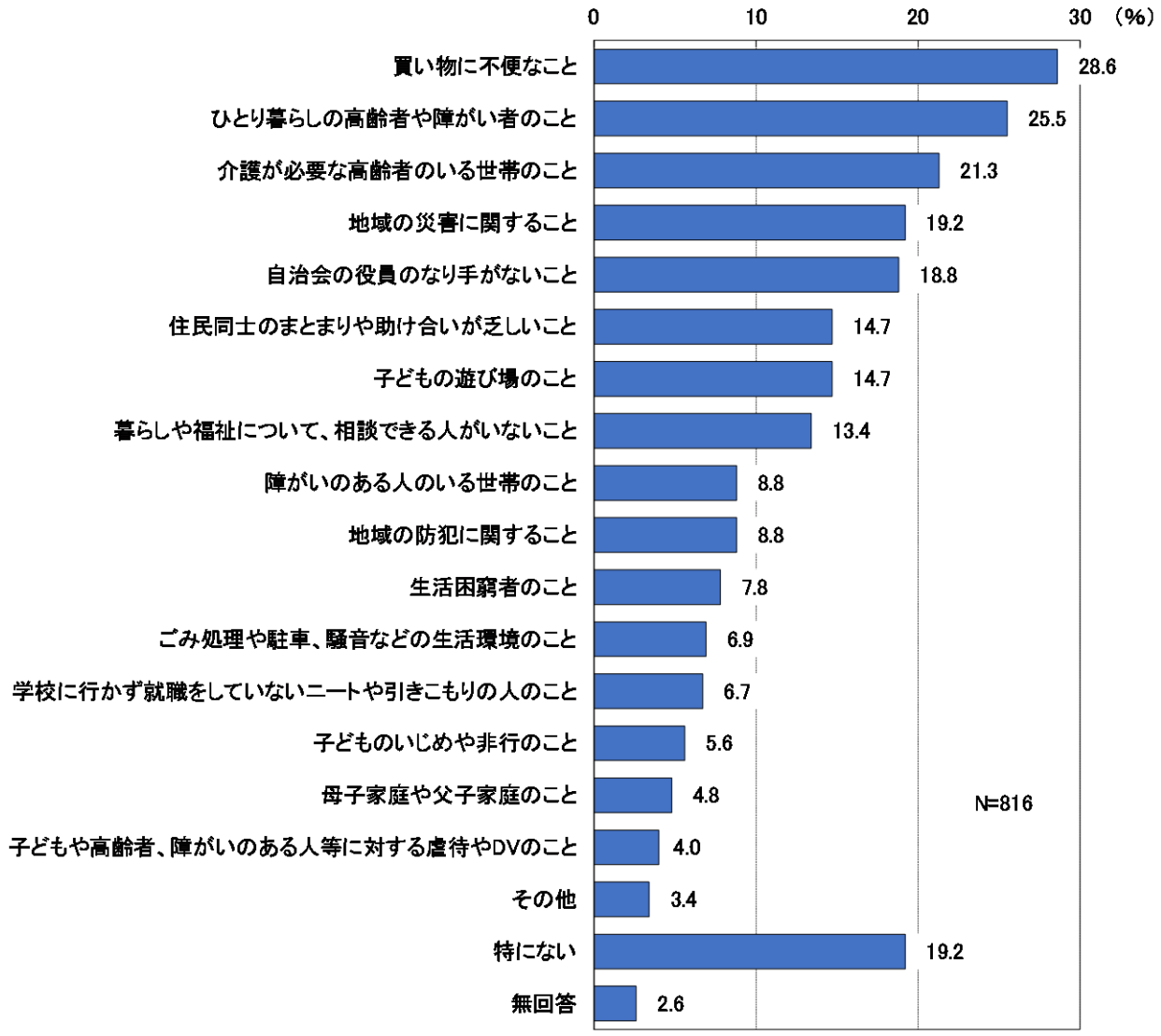

資料：アンケート調査結果

（３）地域福祉の充実のために市が優先的に取り組むべき施策

地域福祉の充実を図るために優先的に取り組むべき施策としては、「高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられなくなったときに入所できる施設の整備」と回答した人が 36.9%と最も多く、以下、「身近なところでの相談窓口の充実」（35.3%）、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」（26.8%）、「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」（22.9%）と続いています。

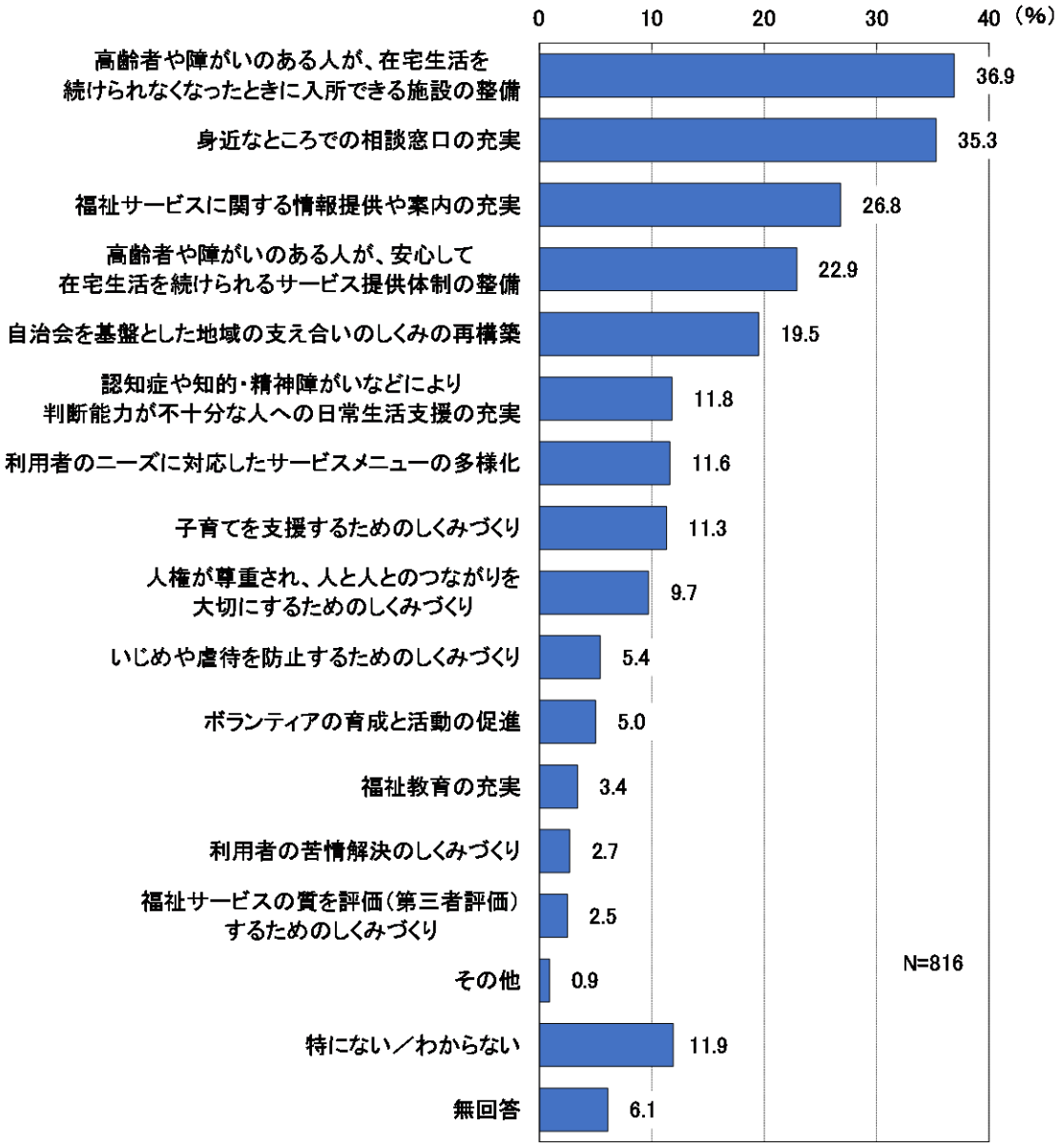

資料：アンケート調査結果

（４）地域福祉の充実のために南島原市社会福祉協議会が担うべき役割

地域福祉の充実のために、南島原市社会福祉協議会が担うべき役割については、「地域の支え合い、ふれあい、見守り活動への支援」という回答割合が 47.4%と最も高く、以下、「高齢者や障がい者への生活支援」（38.2%）、「気軽に相談できる総合相談窓口の充実」（35.7%）、「介護・介護予防への取り組み」（33.5%）、「困っている人と、助ける人との調整や関係機関との連携」（26.0%）、「子育て支援」（23.4%）と続いています。

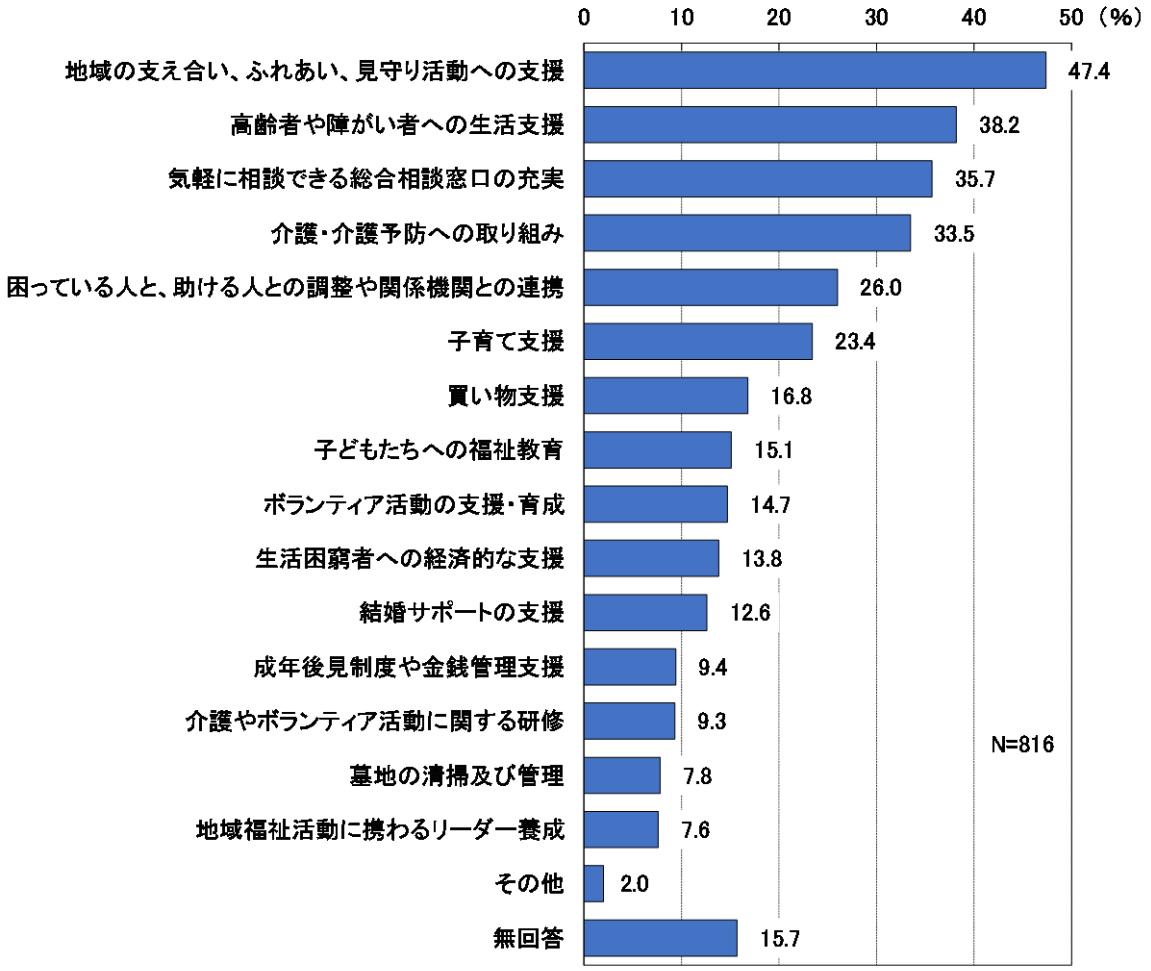

資料：アンケート調査結果

第３章
計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

誰もが輝き、支え合いながら、
安心して生活できる共生のまち

住み慣れた地域で生きがいと安心を持って暮らすことは多くの市民の願いです。しかしながら、長い人生の中には、様々な生活課題に直面する場合があります。

これまでの社会保障制度は、高齢者・障がい者・子どもなどといった特定の対象者や分野ごとに展開され、その特徴としては、「人を制度が支える」いわゆる公的給付による制度で支えてきたわけですが、家族・地域社会の変容に伴い、生活課題のニーズが複合化・複雑化し、現行の縦割り支援だけでは対応ができないといった課題がありました。

こうした現代日本の実態を踏まえ、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところであり、厚生労働省において、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を推進していくことが求められています。

本市では、国の動向や地域の実情を踏まえ、第１期計画以来の基本理念「誰もが輝き、支え合いながら、安心して生活できる共生のまち」を引き継ぎ、支援を必要とする住民及びその世帯が抱える複合的な生活課題について、地域住民や関係機関の相互協力が円滑に行われる体制及び課題解決のための支援が関係機関との連携等により包括的に提供される体制を推進することで「地域共生社会」の実現を目指します。

２　計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、改正社会福祉法の内容を踏まえ、以下の３つを計画の基本目標とします。

★基本目標１★

地域住民を主役とした、地域福祉の拠点づくり

支援が必要な住民及びその世帯が、生活上の大きな負担や悩みを抱えながらも、適切な支援につながらないまま、地域で孤立することがないよう、「他人事」を「我が事」として考え、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、多様な社会資源とつなげて地域で課題を解決する取り組みを推進します。

なお、これらを推進するうえでは、特定の人を偏見や差別によって地域社会から排除することのないよう、一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支えあい助けあえる地域づくりを目指すことを最も重要な視点に据えて推進します。

★基本目標２★

地域の抱えるさまざまな問題を相談できる体制の強化

地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の充実を図るために、生活困窮者自立相談支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所などの多機関連携により、様々な相談を受け止める体制を整備します。

また、地域住民が抱える複合化・複雑化した課題（制度の狭間など）の解決を行うために、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に向けて検討を行います。

★基本目標３★
生活を支える福祉サービスの展開

支援が必要な住民及びその世帯が抱える課題などについて、解決の糸口がつかめるまで寄り添うことができる体制づくりを推進するとともに、市民をはじめ地域に関わる様々な団体・関係機関、社会福祉協議会、行政等が連携・協働を図り、「自助」「互助」「共助」「公助」の４つの視点でバランスよく適切に機能させた地域福祉を推進します。

また、災害時に備え自宅でできる安全対策や避難所での生活で欠かすことのできない需要品の準備、食料の備蓄などを推進するとともに、避難行動要支援者の実効性のある避難支援がなされるよう、個別計画の作成を促進し、相互に支え合い、社会的孤立を生まない地域づくりを推進します。

３　計画の推進

（１）推進体制

住み慣れた地域で、いつまでも生きがいを持って暮らすという多くの市民の願いを実現するために、市民、各種団体、関係機関、行政などの多様な主体が計画の基本目標を共有し、各種取り組みを効率的・効果的に推進します。

また、計画の推進にあたっては、それらの多様な主体が相互に連携・協働し、それぞれの役割を果たしながら、地域福祉活動に取り組みます。

（２）計画を推進するための役割り

①　市民一人ひとりの取り組み

地域福祉活動の主役は、地域で生活しているすべての市民であり、その一人ひとりです。

地域福祉を推進するために、地域の情報に関心を持ち、理解を深め、積極的に地域福祉活動に参加することが基本となります。地域の一員として、近所同士による声かけや気軽に相談できる関係づくりを行うとともに、地域の課題を我が事として捉え、地域福祉の担い手として、支えあいの大切さを話し合い、できることから、できる範囲でボランティア活動等に参加することが大切です。

また、災害に強い地域づくりのために、日頃から災害時の備えを行うとともに、日常の近所付き合いの中から、災害時には協力し合い、助け合うことができる関係性を整える必要があります。

②　民生委員・児童委員の取り組み

民生委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たします。また、高齢者等の見守りなどにも重要な役割を果たしています。

児童委員は、子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

③　各種推進主体等の取り組み

市民が暮らす地域には、様々な問題を抱える人や地域特有の課題が存在します。それらの問題を気軽に相談できる関係づくりや、地域課題について話し合う場を持つことが必要となります。

各種団体や関係機関などの各種推進主体については、市民が地域福祉活動へ参加するためのきっかけづくりの支援が期待されています。今後ますます複雑化・多様化する市民のニーズに対応するため、すでに実施している取り組みのさらなる充実や新たな取り組みの創出、推進主体同士の連携強化が求められています。

④　社会福祉協議会の取り組み

地域福祉推進の中核的な組織である南島原市社会福祉協議会は、南島原市と互いに連携し、地域福祉の推進を目的とした施策の展開、普及啓発など地域に寄り添いながら様々な活動を行っていく使命と役割があります。

市民や各種推進主体など幅広い分野の調整役として、本計画に対する理解と協力を求めるとともに、本計画推進の中心的な役割を担います。

⑤　行政の取り組み

南島原市は、地域福祉の推進に向け、各種取り組みを効率的・効果的に推進し、福祉サービスを適正に運営するとともに、市の地域福祉の方向性を具体化し指針を示す責務と役割があります。

また、社会福祉協議会や各種推進主体などの役割を踏まえ、相互の連携・協働を進めるとともに、市内部の各種福祉計画との整合性を図りながら、各取り組みを推進することで、本計画を推進し基本目標の達成を目指します。

（３）関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど、多岐にわたっているため、福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進します。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である市社会福祉協議会との連携は言うに及ばず、自治会、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、子ども会、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働の地域福祉推進に努めるとともに、重層的な地域福祉ネットワークの構築を支援していきます。

（４）計画の管理

計画に盛り込んだ施策については、「福祉課」が事務局となり、今後の社会情勢の変化や法律の改正など、必要に応じて見直しを図っていきます。

４　計画の体系

３つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、第４章において、それに対応した現状と課題及び今後の取り組みを明らかにします。

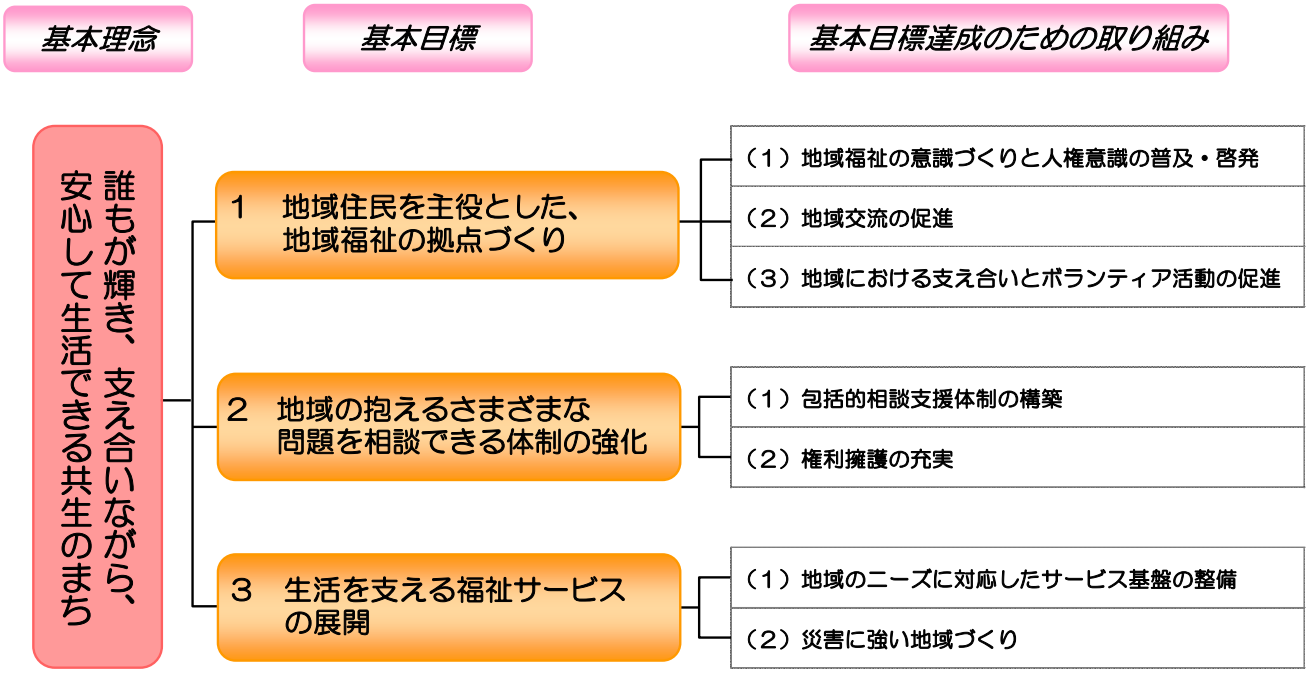

共同企画
高校生ワークショップ

高校生が考えた

「南島原市のふくしのまちづくり」

南島原市の将来を担う長崎県立島原翔南高等学校総合学科及び長崎県立口加高等学校福祉科の生徒さんが、ワークショップを通じて考えた「南島原市のふくしのまちづくり」について、報告会で発表していただきました。

報告会の様子

授業を通してワークショップを実施し、パワーポイントにまとめて発表しました。

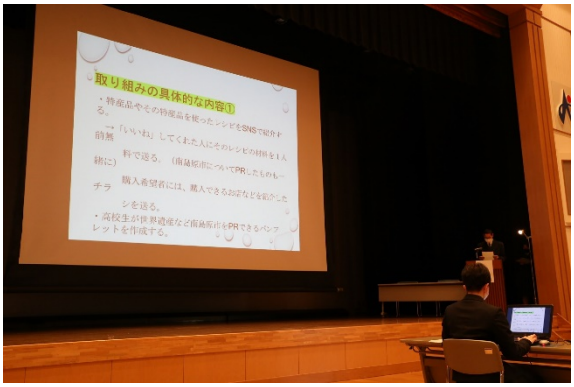

↑島原翔南高校の発表の様子

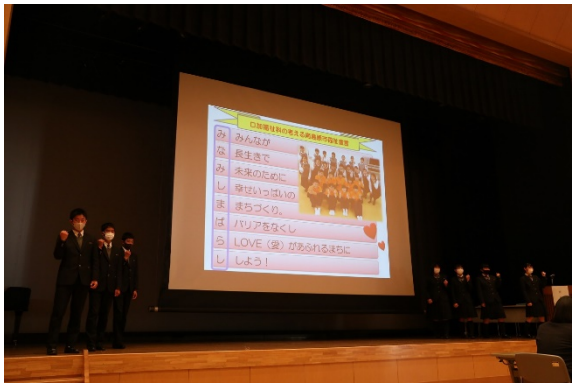

口加高校の発表の様子↑

意見交換会

報告会を終え、お互いの考えを話し合う場として、意見交換会を開催しました。

長崎県立島原翔南高等学校　総合学科

テーマ「南島原市を活気ある街に」

南島原市は高齢化が進んでおり若い人が少なく、働く場所や若い人が利用できる施設がありません。また、少子化も進んでいて、廃校等によって使われていない施設が増え、街から活気が失われています。空き施設を活用したり、子育てしやすい環境を整えたり、南島原市を活気ある街にするための取り組みを考えました。

↑島原翔南高等学校でのワークショップの様子

A 班　「地域の交流を深めよう！！」

廃校など使われていない施設が多いことに注目し、地域の交流の場にすることができないかと考えました。

S ichi の開催

使われなくなった施設で、出張スーパーマーケットを開催したり、キッズスペースや学童、カフェを作ったり、空き施設を活用した「S　ichi（School ichiba）」を開催し、まちを活気づけます。

↑子どもが自由に遊べる場や高齢者との交流の場をつくります。

↑特産物を使った給食やスイーツを提供するカフェ、料理教室などを開催します。

↑日用品や特産品を販売する市場。地域の企業や障がい者施設等にも出店していただきます。

B 班　「子育てしやすい環境をつくろう！！」

緊急時に対応できる医療機関が少ないことや子どもが楽しめる場所が少ないことに注目し、働きながら安心して子育てできるまちづくりを考えました。

廃校を活用したまちづくり

使われなくなった教室に個室をつくり、Wi-Fi 環境を整備してリモートワークやオンライン授業に活用します。また、校舎と同じ敷地に病院を整備することで、緊急の場合にすぐに対応できるようにすることができます。

体育館やグラウンドにはカフェ、学童をつくることで、効率的に場所を活用します。

←市民ボランティアを募集し、清掃活動、学童のサポートなどを担ってもらいます。
ボランティア参加者には市内の商店などで使える商品券をプレゼントするなど、特典を用意します。

C 班　「移住者を増やそう！」

人口が少なく活気が無い事に注目し、誰もが訪れ、住みたいと思える街にできないかと考えました。

SNS を活用した PR 活動

特産品や特産品を使ったレシピを SNS で PR し、プレゼント企画を実施するなど、南島原市の魅力をアピールします。

また、高校生が作成したまちのパンフレットを使って、世界遺産などの南島原市の見どころを PR します。

空き家･空き施設の活用

空き家をリフォームして移住希望者に安く貸し出したり、空き施設を活用して遊ぶ場をつくり、イベントを企画したり、誰もが楽しめるようなまちをつくります。

ま と め

“活気のある街” ＝ 人と人とのつながりのある街 → 地域で交流できる場をつくること

地域で生活するすべての人が良いことも悪いことも共感・共有しあえるまち

理想の福祉のまち！

長崎県立口加高等学校　福祉科

テーマ「南島原市の未来の福祉のために」

南島原市の高齢化率は 39％と、全国的にみてもとても高くなっています。また、介護を必要とするお年寄りも多くいます。しかし、全国的な傾向と同様に、介護従事者が不足しており、施設へ入所を希望している待機高齢者の数も、島原半島内で最も多くなっています。これらの現状を踏まえ、南島原市の未来の福祉のためにできることについて話し合いました。

↑口加高等学校でのワークショップの様子

口加げんき体操　　要介護認定率を低下させ、元気な高齢者を増やす

介護を必要とするお年寄りが多いことから、元気な高齢者を増やすための取り組みについて考えました。

筋力や認知機能の低下防止の体操を紹介し、口之津周辺の公民館等に出向いて披露します。足腰にも効果があり、自宅でできる体操を月２回程度行うよう呼びかけます。また、認知症予防のための脳トレも一緒に行います。

→公民館、老人福祉センターなどに出向き、介護予防グループに参加している高齢者の方と一緒に体操しました。
→ひまわりてれびでも放送し、自宅でも一緒にできるようにしています。

福祉科 PR　　福祉の魅力をメディアで発信、福祉関係に就きたいと思う人を増やす

全国的な問題となっている介護従事者の不足に対応するため、口加福祉科や福祉の魅力をメディアで発信するなど、将来、介護を含む福祉関係の職に就きたいと思う人を増やすための取り組みを考えました。

テレビやラジオ、新聞、インターネットを活用して、年４回程度、福祉科の PR を行います。また、ポスターや横断幕を作成して市内に掲示します。

将来の福祉を担う人材を発掘するため、小学生・中学生をターゲットにした方法で PR します。

→口加福祉科や福祉の魅力をメディアで発進することで、将来介護を含む福祉関係に就きたいと思う人を増やすことを目的に、福祉科の PR 動画を作成しました。

→ひまわりてれび、口加ホームページで放映しています。

介護体験教室　　高齢化に対応できる社会をつくる

南島原市の高齢化率が高いことに注目し、誰もが介護に参加し、たすけあうことができる、高齢化に対応できる「共生社会」づくりのための取り組みを考えました。

市内で介護体験教室を開催し、介護が必要になっても住みなれた地域で暮らす共生社会を目指します。体験教室を通じて、家族・近隣住民、初めて福祉に触れる人など、多くの人が介護に関する知識や技術、福祉マインドを学ぶことができます。福祉に関して他人ごとではなく自分ごととして考えてもらうきっかけづくりとし、持続可能な共生社会を実現するための足がかりとします。

→介護実習を通して福祉に関する知識や技術を深めています。（写真右 原城跡での移動支援の実習）

まとめ　～口加福祉科の考える南島原市福祉宣言～

み　みんなが
な　長生きで
み　未来のために
し　幸せいっぱいの
ま　まちづくり。
ば　バリアをなくし
ら　ＬＯＶＥ（愛）があふれるまちに
し　しよう！

高校生によるワークショップ報告会を終えて

「誰もが輝き、支え合いながら、安心して生活ができる共生のまち」を実現するためには、地域に暮らす多様な人々が地域の課題を「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、支え合いにより暮らしと生きがいをともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

ワークショップを通じて２校の生徒さんたちが考えた、「南島原市のふくしのまちづくり」についての報告をうけ、様々な世代の人々に南島原市が目指すふくしのまちについて理解を深めてもらうよう、今後も努めていきます。

第４章
基本目標ごとの取り組み

基本目標１
地域住民を主役とした、地域福祉の拠点づくり

１　地域福祉の意識づくりと人権意識の普及・啓発

（１）現状と課題

■地域福祉の意識づくり

「地域福祉」は、私たちの日常生活にとってとても身近なものです。個々の生活環境によって地域との関わり方は異なりますが、誰もが少なからず、生活の拠点として、地域で暮らしを送っています。住み慣れた地域で生きがいと安心を持って暮らせるように、一人ひとりがお互いに協力しあうという考え方が「地域福祉」です。

ところが、ご近所づきあいが薄れるなど、地域で課題を解決する力が弱まっていると言われています。かつては、家族や親族、隣近所や知人が助け合って解決していた困りごとでも、今ではひとりで抱え込んで解決できなくなっている人や世帯があります。

誰でも不安や悩みを持ち得るものですが、その数々の問題が積み重なって負担が多きくなることもあります。身近で本当に困っている人がいれば、同じ地域の一員として、その人のことを思いやり、そのうちいくつかでも、手を差し伸べ、互いに助け合い、支えていくことが大切です。

アンケート調査結果によると、78.7%と大半の人が、地域生活の中でおこる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が「必要だと思う」と回答しており（図 1 参照）、地域福祉の意識の高さがうかがえます。一方で、近所付き合いを「わずらわしいことが多いので、あまりしたくない」、「なくても困らないので、あまりしたくない」と回答した人は 15.8%となっています（図 2 参照）。しかも、近所付き合いの程度、考え方については年齢階層による差が顕著で、年齢階層が低くなるにつれて、その親密度の低下や消極的傾向が目立つ事実も受け止めなければなりません。

従前の福祉は、一部の限られた社会的弱者に対して行政及び社会福祉法人が中心となり、経済的な支援や各種福祉サービスを提供し、セーフティネットとしての機能を果たしていました。それが時代の変化とともに、「8050 問題」、「ダブルケア」、「セルフネグレクト」といった地域生活の課題が複合化・複雑化し、またこれらの課題の中には「制度の狭間」といった問題もあり、公的サービス（制度）だけでは補うことができない状況となっています。

こうした地域生活課題に対して、「他人事」を「我が事」として考え、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、多様な社会資源とつなげて地域で課題を解決する取り組みが広がり、社会的孤立を生まない地域づくりができるよう、地域福祉の意識づくりを推進していく必要があります。

■人権意識の普及・啓発

すべての人は、自分らしく人間としての尊厳を持って生きる権利を持っています。しかし、その一方で女性に対する不利益な扱いや暴力、子どもへの虐待やいじめ、高齢者虐待、障がい者への偏見や差別などがあり、社会的な問題となっています。

他にも、外国人、自殺者・自死遺族等、HIV 感染者やハンセン病患者、刑を終えて出所した人等、ホームレス、犯罪被害者、性的少数者（LGBT※など）等に対する偏見や差別等の問題もあります。インターネット上では、個人の名誉やプライバシーの侵害等の問題も発生しています。

本計画では、特定の人を偏見や差別によって地域社会から排除することのないよう、市民一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支えあい助けあえる地域づくりを目指すことを、最も大切な視点に据えて推進していく必要があります。

※ＬＧＢＴとは
　性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の総称の一つです。 同性愛の Lesbian（レズビアン）と Gay（ゲイ）、両性愛の Bisexual（バイセクシュアル）、出生時に法律的・社会的に定められた自らの性別に違和感を持つ Transgender（トランスジェンダー）の４つの言葉の頭文字をとっています。

◆図１　地域生活の中でおこる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思うか

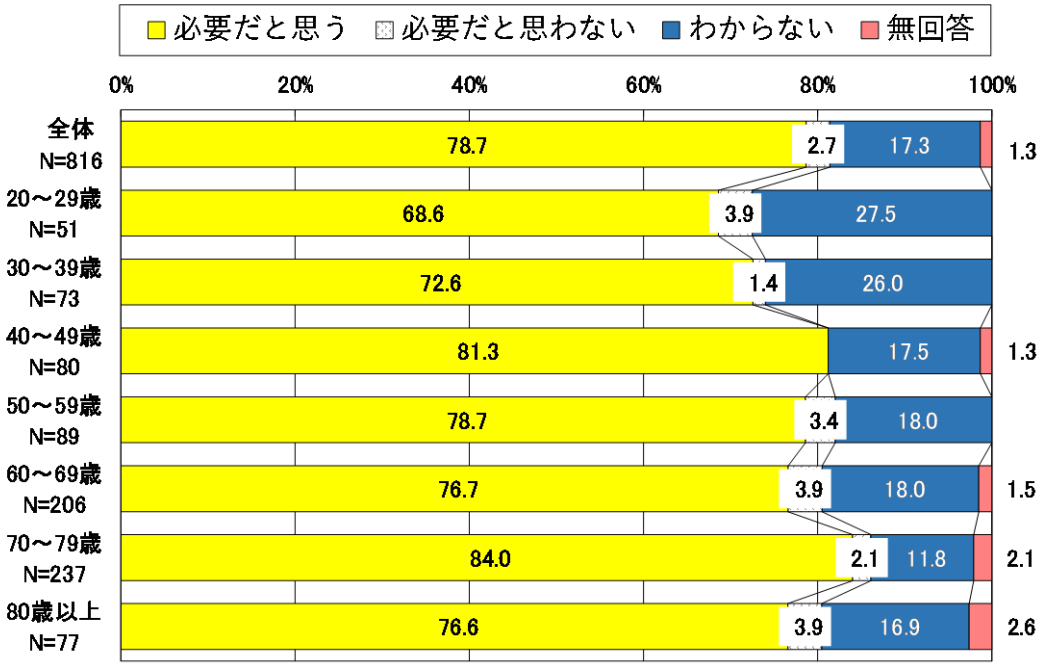

資料：アンケート調査結果

◆　図２　近所付き合いに対する考え方

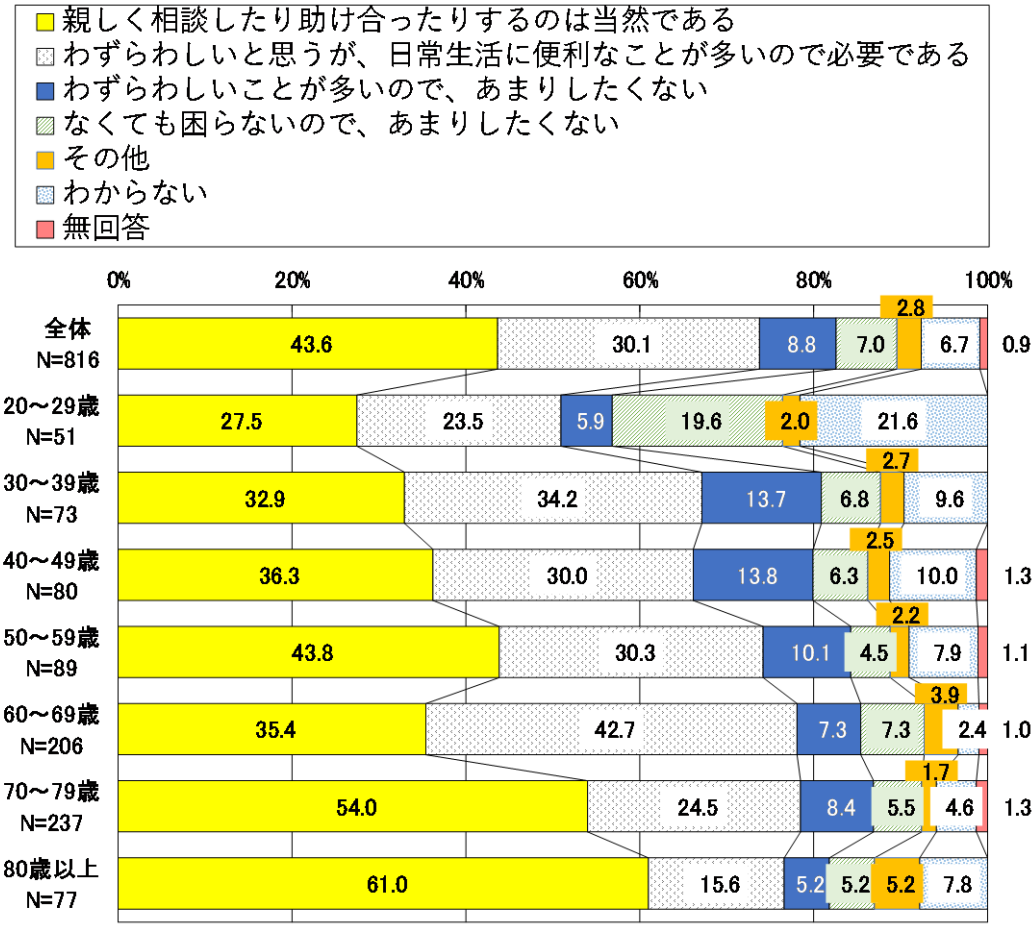

資料：アンケート調査結果

（２）今後の取り組み

「南島原市まち・ひと・しごと創成総合戦略」に基づく地域づくりと連携するとともに、生活困窮者自立支援制度における自立支援を通じた地域づくりをはじめ、地域包括ケアシステムの生活支援体制整備などを通じて、「他人事」を「我が事」として考え、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、多様な社会資源とつなげて地域で課題を解決する取り組みが広がり、社会的孤立を生まない地域づくりができるよう、地域福祉の意識づくりと人権意識の普及・啓発を促進します。

市・社会福祉協議会の主な取り組み

実施主体	計画	取り組み	内容
市	地域福祉計画	①地域福祉の意識づくり	●生活困窮者自立支援制度における自立支援を通じた地域づくりをはじめ、地域包括ケアシステムの生活支援体制整備などを通じて地域福祉の意識づくりを推進します。
		②人権意識の普及・啓発	●「南島原市人権教育・啓発基本指針」に基づき福祉施策を総合的かつ効果的に推進します。
社会福祉協議会	地域福祉活動計画	①地域福祉の意識づくり	●ホームページや広報誌「ひまわり」を使った情報発信を行います。 ●地域福祉講演会を開催します。 ●赤い羽根共同募金に対する理解を深めるとともに、助け合いや支え合いの気持ちの醸成を図ります。
		②人権意識の普及・啓発	●福祉体験学習（高齢・障がい等）を開催します。 ●各機関が行う実習等の受け入れを行い、人材養成を図ります。

（３）評価指標と数値目標

評　価　指　標	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和5年度）
住民相互の自主的な協力関係が必要だと思う人の割合	78.7%	80%

２　地域交流の促進

（１）現状と課題

人口減少や少子高齢化、核家族化などの世帯構造の変容、携帯電話やインターネットの普及、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、「地域のつながりの希薄化」を心配する声が聞かれます。昨今はさらに高齢者等の「孤立」が社会問題として顕在化しています。また、最近では、新型ウィルス感染症の蔓延により、外出自粛や人と人との交流が制限されるなど、地域との交流が更に減ったことにより、気持ちが落ち込み不安になるといった心の不調を抱えるなどの問題も生じています。

地域でのつながりの希薄化や社会的孤立は、日常生活を支える家族や近隣などの相互的な支えあい助けあいの仕組みからはずれてしまうおそれが高くなり、日常生活を送るのに多くの困難をもたらすことにつながります。介護にまつわる状況が引き起こす孤立や、ワンオペ育児と呼ばれる子育ての孤立、ニートやひきこもりといった若年層から中高年齢層に広がる孤立、地域との関わりを拒否する存在、生活保護に至る前の経済的に生活が困窮している人等の問題も顕在化しています。こうした社会的孤立の実態は、虐待、孤立死、消費者被害トラブル、ごみ屋敷、災害発生時の避難行動要支援者支援、生活困窮などの社会的な課題に密接にかかわっており、事態を複雑化・深刻化させる要因ともなっています。

アンケート調査結果によると、現在の近所付き合いの程度について「親しく付き合っている」、「わりと親しく付き合っている」と回答した人は 53.4%である一方、「ほとんどもしくは全く付き合っていない」と回答した人は 9.2%であり、近所付き合いの程度、考え方については年齢階層による差が顕著で、年齢階層が低くなるにつれて、その親密度の低下や消極的傾向が目立つ事実も受け止めなければなりません（図３参照）。

支援が必要な住民及びその世帯が、生活上の大きな負担や悩みを抱えながらも、適切な支援につながらないまま、地域で孤立することがないよう、「他人事」を「我が事」として考え、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、多様な社会資源とつなげて地域で課題を解決する取り組みが広がり、社会的孤立を生まない地域づくりを目指し、地域福祉の意識づくりとともに、地域交流の多様な拠点（自宅、地域の商店、学校、事業所、企業、病院、自治会活動、趣味サークル活動、ボランティア活動、各種イベントなど）を活かして、施設という形態にとらわれず、場所、機会、空間等、創意工夫によって地域交流が広がるよう推進していく必要があります。

◆ 図３　現在どの程度近所付き合いをしているか

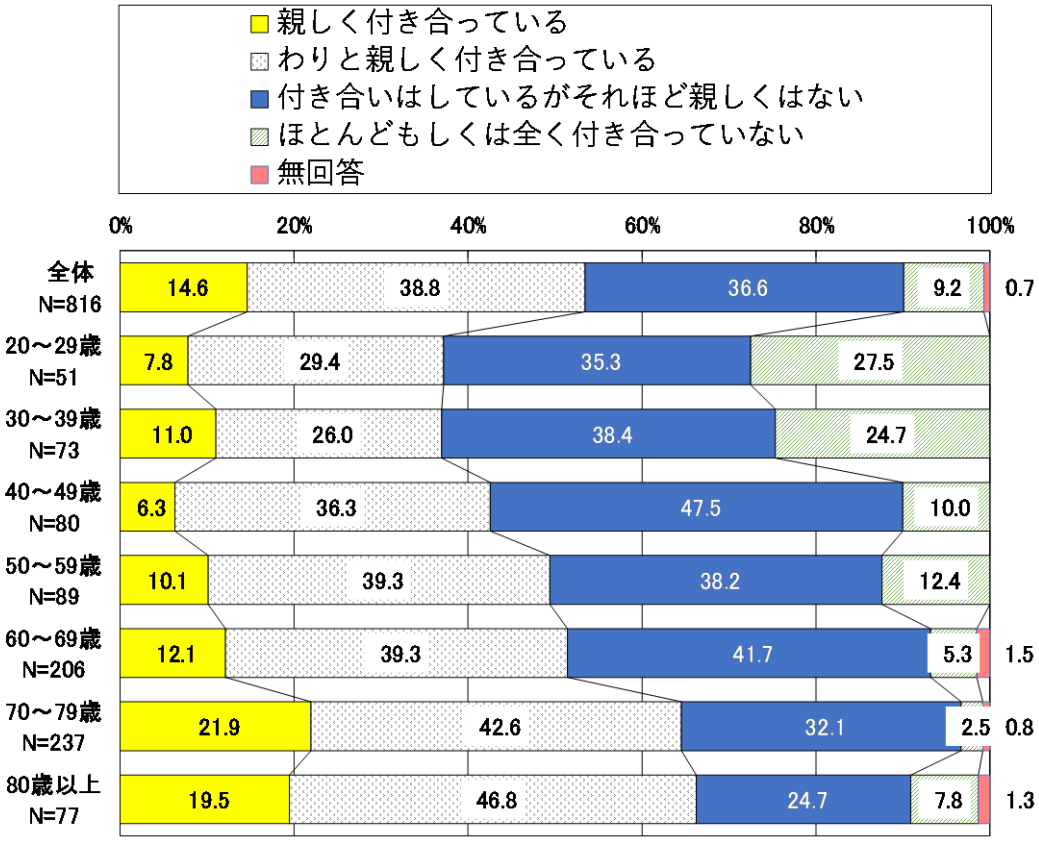

資料：アンケート調査結果

（２）今後の取り組み

「南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地域づくりと連携するとともに、生活困窮者自立支援制度における自立支援を通じた地域づくりをはじめ、地域包括ケアシステムの生活支援体制整備などを通じて、「他人事」を「我が事」として考え、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、多様な社会資源とつなげて地域で課題を解決する取り組みが広がり、社会的孤立を生まない地域づくりができるよう、地域福祉の意識づくりとともに、地域交流の多様な拠点（自宅、地域の商店、学校、事業所、企業、病院、自治会活動、趣味サークル活動、ボランティア活動、各種イベントなど）を活かして、施設という形態にとらわれず、場所、機会、空間等、創意工夫によって地域交流が広がるよう促進します。

市・社会福祉協議会の主な取り組み

実施主体	計画	取り組み	内容
市	地域福祉計画	①地域交流の促進	●生活困窮者自立支援制度における自立支援を通じた地域づくりをはじめ、地域包括ケアシステムの生活支援体制整備、各種施策等を通じて、地域交流を促進します。
社会福祉協議会	地域福祉活動計画	①地域交流の促進	●自主活動立ち上げ支援：健康的な生活が送れるよう、介護予防自主グループの立ち上げ及び活動支援を行い、高齢者が主体的に活動できる拠点を整備します。
			●子育てサロンの実施：子育てに悩みや不安を抱えている方に情報提供や居場所づくりを行うため、ボランティア団体等と協力しながら課題解消に努めます。
			●障害者支援事業の実施：障がいのある方に社会参加と機能訓練の機会を提供することで、孤立防止に努めます。
			●世代間交流事業の実施：親子ふれあい事業の実施や地域イベントへの協力を行うことで、世代間交流を促進します。

（３）評価指標と数値目標

評　価　指　標	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和5年度）
近所付き合い関して、親しくまたは、わりと親しく付き合っている人の割合	53.4%	60%

３　地域における支え合いとボランティア活動の促進

（１）現状と課題

地域福祉を推進するうえでは、身近な「圏域」での活動組織による地域に根差した活動が求められます。本計画では、「圏域」を中学校区の範囲として設定しています。しかしながら、町内会や自治会、小学校区といったより狭い範囲での活動や、市全域といったより広い活動が適している場合もあり、支援を必要とする住民及びその世帯が抱える地域生活課題や地域の実情に応じて柔軟、かつ、重層的に支援が提供されるよう推進していくことが必要です。また、各圏域では、年齢構成や地理、生活環境などの違いにより地域生活課題は異なるため、地域の実情に応じた取り組みが求められます。

市全域のアンケート調査結果ではありますが、自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいかという問いに対しては、「災害時の手助け」が 52.3%、「安否確認の声かけ」が 47.5%、「通院など外出の手伝い」が 29.0%、「高齢者などの見守り」が 28.9%、「買い物の手伝い」が 27.9%と続いています（図 4 参照）。また、逆に隣近所に高齢者や障がいのある人の介護、子育てなどで困っている家庭があったらどのような手助けができるかという問いに対しては、「安否確認の声かけ」が 67.0%と最も多く、次いで「災害時の手助け」（39.6%）、「話し相手・相談相手」（32.2%）と続いています（図 5 参照）。この結果からも、求めることと、できること（支援）は違いがあるということが分かります。

支援が必要な住民及びその世帯が、生活上の大きな負担や悩みを抱えながらも、適切な支援につながらないまま、地域で孤立することがないよう、「他人事」を「我が事」として考え、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、多様な社会資源とつなげて地域で課題を解決する取り組みが広がり、社会的孤立を生まない地域づくりを目指し、地域で支える住民主体の仕組みづくり（民生委員・児童委員、地域団体、ボランティア、NPO などとの顔の見える関係づくり）を推進するとともに、多様化する地域生活課題に対応するために既存の社会資源では足りないものを補う人材養成や、課題を生み出す社会構造に働きかけを行うなど新たな社会資源の開発にも取り組み、重層的な地域福祉ネットワークの構築を推進する必要があります。

◆ 図４　自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいか

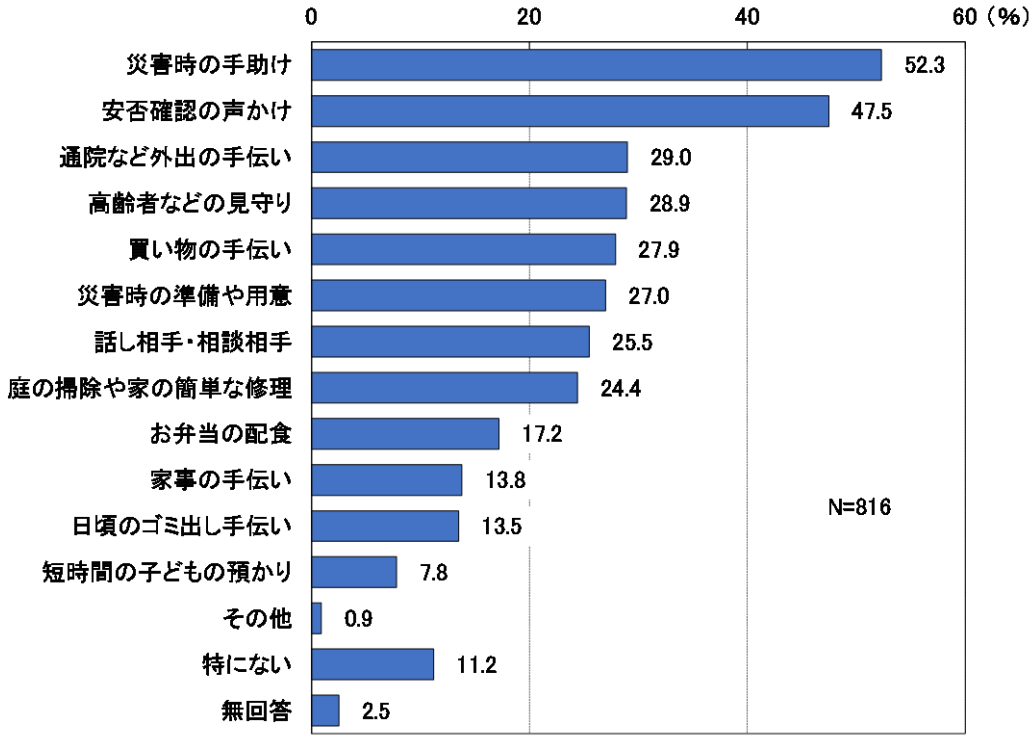

資料：アンケート調査結果

◆ 図５　隣近所に高齢者や障がいのある人の介護、子育てで困っている家庭があったらどんな手助けができるか

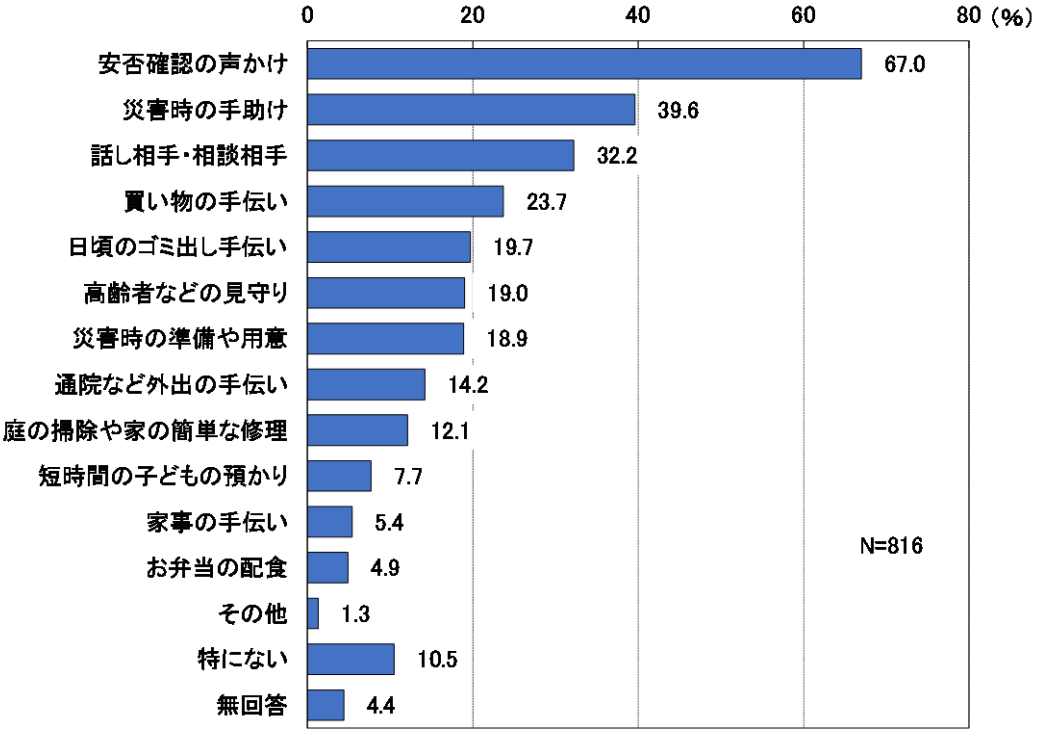

資料：アンケート調査結果

（２）今後の取り組み

「南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地域づくりと連携するとともに、生活困窮者自立支援制度における自立支援を通じた地域づくりをはじめ、地域包括ケアシステムの生活支援体制整備などを通じて、「他人事」を「我が事」として考え、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、多様な社会資源とつなげて地域で課題を解決する取り組みが広がり、社会的孤立を生まない地域づくりができるよう、地域で支える住民主体の仕組みづくり（民生委員・児童委員、地域団体、ボランティア、NPO などとの顔の見える関係づくり）を推進するとともに、多様化する地域生活課題に対応するために、既存の社会資源では足りないものを補う人材養成や、課題を生み出す社会構造に働きかけを行うなど新たな社会資源の開発にも取り組み、重層的な地域福祉ネットワークの構築を推進します。

市・社会福祉協議会の主な取り組み

実施主体	計画	取り組み	内容
市	地域福祉計画	①地域で支える住民主体の仕組みづくり	●生活困窮者自立支援制度における自立支援を通じた地域づくりをはじめ、地域包括ケアシステムの生活支援体制整備、各種施策等を通じて、地域で支える住民主体の仕組みづくりを推進します。 ●既存の社会資源では足りないものを補う人材養成や、課題を生み出す社会構造に働きかけを行うなど新たな社会資源の開発に取り組みます。
		②重層的な地域福祉ネットワークの構築	●生活困窮者自立支援制度における自立支援を通じた地域づくりをはじめ、地域包括ケアシステムの生活支援体制整備、各種施策等を通じて、重層的な地域福祉ネットワークの構築を推進します。
社会福祉協議会	地域福祉活動計画	①地域で支える住民主体の仕組みづくり	●地域における困りごとの情報を収集し、ニーズに合ったボランティアの育成を行います。 ●子どもから大人まで気軽にボランティアを体験できる機会を作り、ボランティアの育成につなげます。 ●ボランティア団体の活動状況の周知を行い、ボランティアに関する理解と関心を深め、福祉活動の担い手を育成します。 ●学校におけるボランティア活動を支援します。 ●要援護者等に関する情報交換や日常的な安否確認等ができるような地域の支え合いの仕組みづくりを支援します。 ●地域の実情に即した福祉活動やネットワーク型の支援が各地域で展開されるよう関係機関・団体との連携に取り組みます。

（３）評価指標と数値目標

評　価　指　標	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和5年度）
地域活動への参加促進 （なにもしていない人の割合）	40.2%	35%
ボランティア活動への参加意欲 （参加するつもりはない人の割合）	17.0%	15%

基本目標２
地域の抱えるさまざまな問題を相談できる体制の強化

１　包括的相談支援体制の構築

（１）現状と課題

支援が必要な住民及びその世帯が抱える課題が複合化・複雑化する中で、従来の高齢者の福祉、障がい者の福祉、子どもの福祉など属性ごとに区切られた支援体制では十分ではありません。また、これらの課題の中には、「制度の狭間」といった問題もあります。

こうした課題を抱えた人や世帯を支援していくためには、各機関がそれぞれの範囲を対応するという仕組みだけでは、中には取り残されてしまう人や世帯があるため、その隙間を埋める仕組みの構築が必要であり、改正社会福祉法では、「他機関の協働による包括的な相談支援体制の構築」が求められています。

アンケート調査の結果では、自分に最適なサービスを安心して利用するため今後市が取り組む必要があるものとして、「相談内容に関わらず一つの窓口で相談できる体制を整える」が 46.4%と高く（図 6 参照）、支援が必要な住民及びその世帯が抱える課題が複合化・複雑化していることがうかがえます。

本市では、医療と介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、在宅医療・介護連携、認知症対策、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される体制、すなわち「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向け取り組んでいます。また、仕事や家計、家族関係など生活上の様々な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談、就労準備、家計改善などの各種支援を包括的に提供し、生活困窮者の自立に向けた支援を実施しています。

これまで進めてきた「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、「生活困窮者自立支援制度」の取り組みをより一層進めつつ、生活困窮者自立相談支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センターなどの多機関連携により、様々な相談を受け止める体制整備に取り組む必要があります。また、地域住民が抱える複合化・複雑化した課題（制度の狭間など）の解決を行うために、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備に向けて検討を行う必要があります。

◆ 図 6 福祉サービスの利用者が自分に最適のサービスを安心して利用するためには、南島原市は今後どのようなことに取り組む必要があるか。

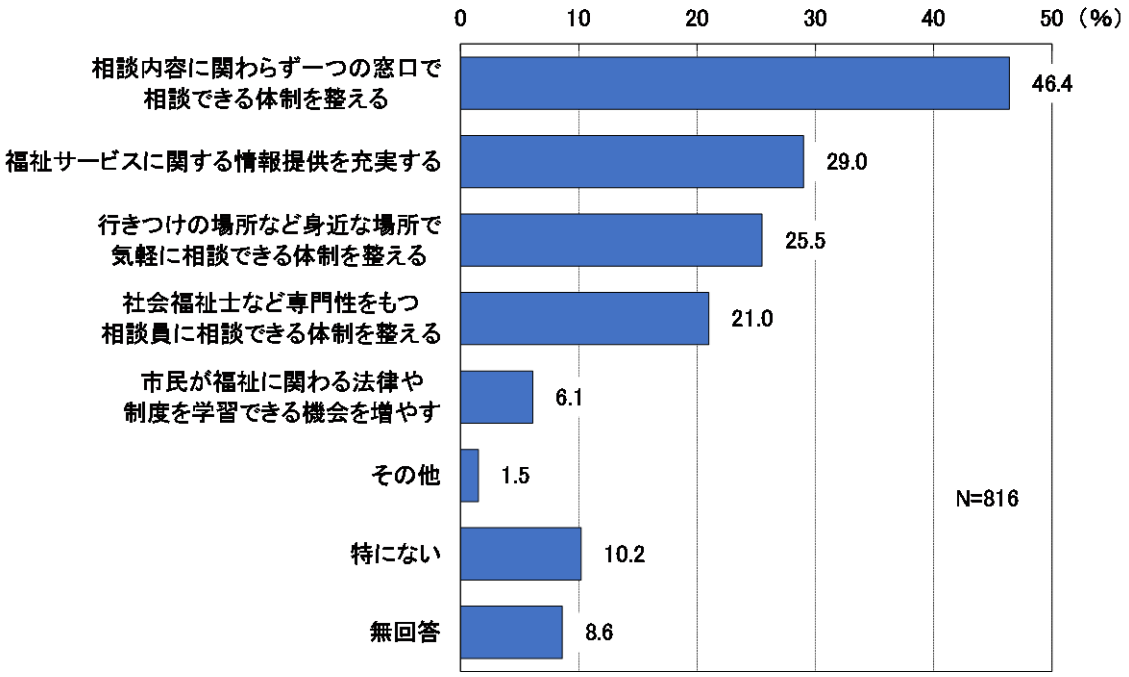

資料：アンケート調査結果

（２）今後の取り組み

これまで進めてきた「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、「生活困窮者自立支援制度」の取り組みをより一層進めつつ、生活困窮者自立相談支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センターなどの多機関連携により、様々な相談を受け止める体制整備に取り組みます。

また、地域住民が抱える複合化・複雑化した課題（制度の狭間など）の解決を行うために、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備に向けて検討します。

市・社会福祉協議会の主な取り組み

実施主体	計画	取り組み	内容
市	地域福祉計画	①多機関連携による相談支援体制整備	●生活困窮者自立相談支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センターなどの多機関連携により、様々な相談を受け止める体制整備に取り組みます。
		②包括的な相談支援体制の整備に向けた検討	●地域住民が抱える複合化・複雑化した課題（制度の狭間など）の解決を行うために、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備に向けて検討します。
社会福祉協議会	地域福祉活動計画	①多機関連携による相談支援体制整備	●地域や家庭での悩みやトラブルの相談窓口として心配ごと相談を実施します。また、相談内容に応じて関係機関と連携しながら、その人にあった支援につなげます。 ●民事に関する相談については、弁護士による無料法律相談につなげ問題解決を図ります。 ●民生委員・児童委員と連携した地域支援ネットワークの構築を図ることで、迅速な課題発見に努めます。

（３）評価指標と数値目標

評　価　指　標	目標値 （令和5年度）
包括的･重層的な相談支援体制の整備	１か所

２　権利擁護の充実

（１）現状と課題

認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な人が増加しており、それらの人々が不利益を受けることなく、安心して地域で暮らし続けられるよう更なる権利擁護支援の充実が重要となっています。

本市では市社会福祉協議会が成年後見センターとして、判断能力が不十分な人に対し、成年後見制度の利用支援事業と、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業を実施していますが、アンケート調査結果では、成年後見制度に関し、「名称も内容も知っている」と回答した人の割合が 24.8%にとどまっていることから、今後も引き続き事業の普及・啓発を図り、市民の認知度向上及び利用の促進に努める必要があります（図７参照）。

また、権利擁護に関し特に深刻な問題として、虐待や DV の存在があげられます。児童や高齢者、障がい者、またはそれらを含む家庭内において、権利擁護の基本である「安心して暮らし続けられる」よう、今後も、家庭、福祉施設、職場において虐待や DV を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待や DV の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、虐待のない社会の実現を図る必要があります。

◆ 図７ 成年後見制度の認知度

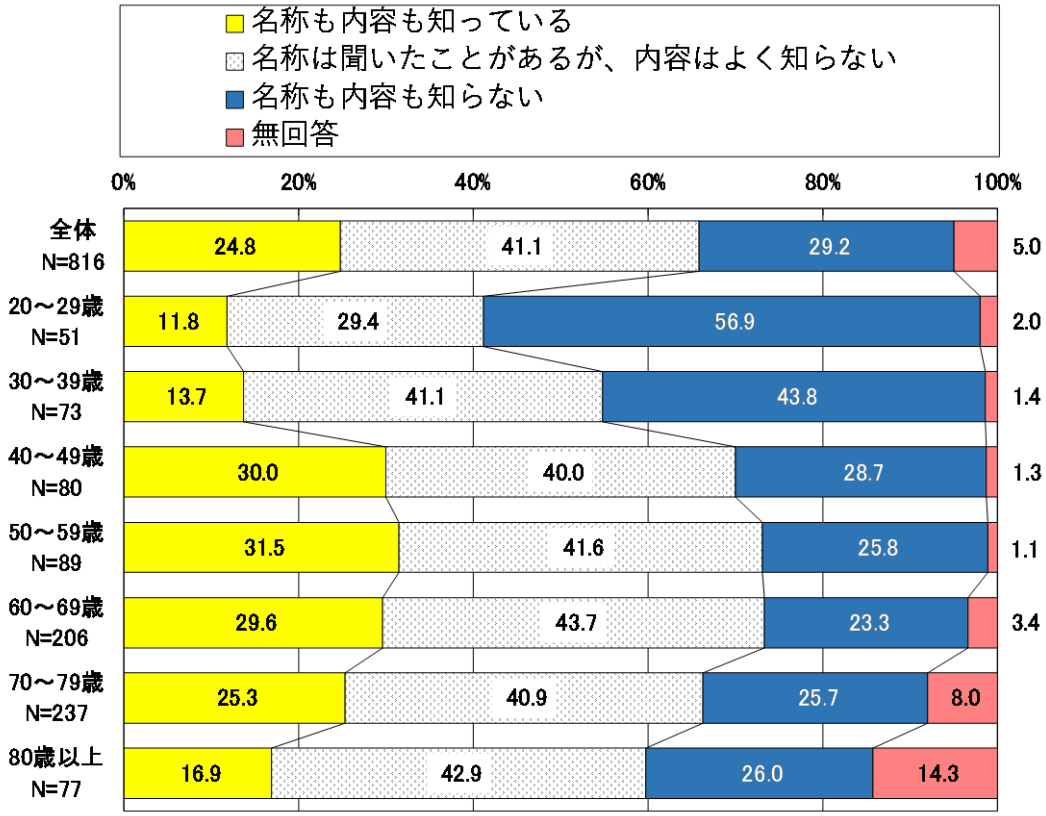

資料：アンケート調査結果

（２）今後の取り組み

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、市社会福祉協議会と連携しながら、利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備を進め、成年後見制度の利用を促進することにより、権利擁護の充実を図ります。

また、各種虐待防止法と虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

市・社会福祉協議会の主な取り組み

実施主体	計画	取り組み	内容
市	地域福祉計画	①成年後見制度の利用促進	●必要な人が成年後見制度を本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援のための「地域連携ネットワーク」の構築※と中核機関※を整備し、運営します。
		②虐待やDV等の防止に向けた連携・強化	●高齢者や障がい者、子ども等に対する虐待やDVに対して早期発見・早期対応ができるよう、関係機関との連携協力体制の強化を図ります。
社会福祉協議会	地域福祉活動計画	①成年後見制度の利用促進	●市と連携し、成年後見制度の利用促進に向けた中核機関を運営します。 ●必要に応じ、成年後見人等を受任し、更なる支援体制の強化に努めます。 ●判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス等の利用支援に対して、日常生活自立支援事業を実施します。 ●広報やパンフレットにより成年後見制度の周知を図ります。

（３）評価指標と数値目標

評　価　指　標	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和5年度）
成年後見制度の認知度 （名称も内容も知っている人の割合）	24.8%	30%

※権利擁護支援のための「地域連携ネットワーク」の構築

地域連携ネットワーク権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制、意思決定・身上保護（身上監護）を重視した成年後見制度の運用に資する支援の役割を持つ地域連携ネットワークを構築する必要があります。

本市においては、認知症初期集中支援チーム、地域包括ケア個別会議、南島原市地域自立支援協議会等の既存のネットワークなどと連携を図りながら成年後見制度につなげる仕組みを構築します。

また、法律や福祉の専門職で構成する協議会に南島原成年後見センターの運営委員会を位置づけ、成年後見制度の利用促進に関し基本的な事項を調査審議するとともに、関係者間との連携や情報共有を図り、南島原市や地域包括支援センター、南島原成年後見センター、障がい者の相談支援事業所等で受ける後見人やその支援者、関係機関からの相談に対し、専門的知見で助言を行える体制づくりを進めます。

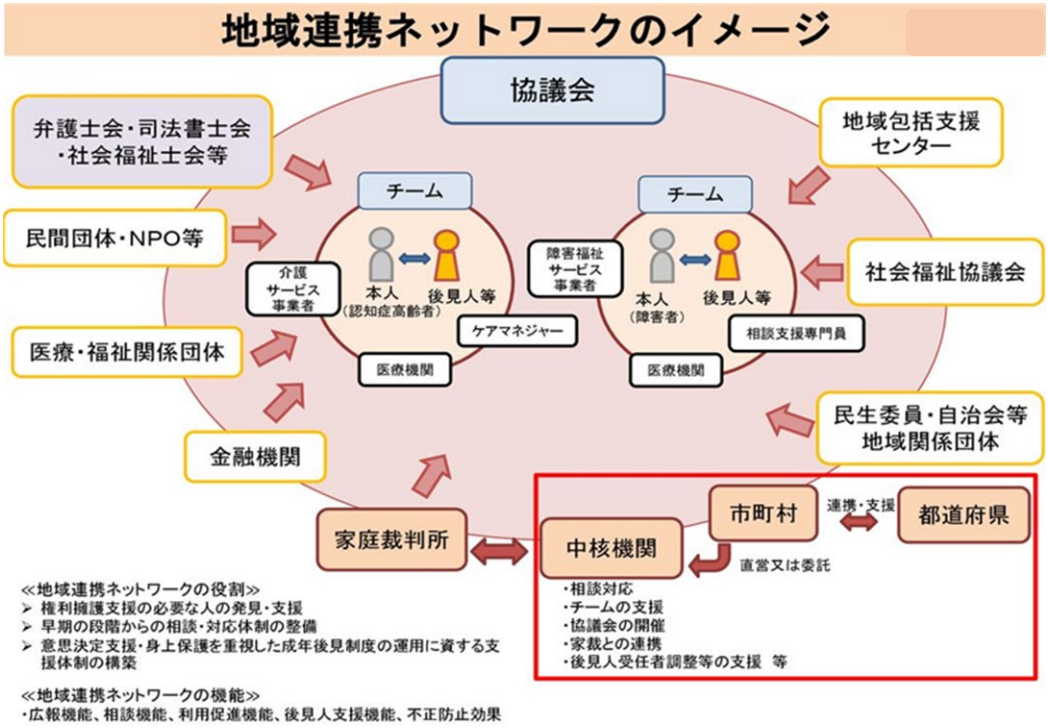

出典：平成 29 年 3 月内閣府作成「成年後見制度利用促進基本計画について」所収

※中核機関の整備・運営

権利擁護支援や成年後見制度の利用促進をさらに進めるためには、全体構想設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う司令塔機能を持った機関の設置が必要です。

現在、本市には、南島原市社会福祉協議会が運営する南島原成年後見センターがあり、成年後見制度に関する相談や制度の普及・啓発、法人後見の受任等を行っており、中核機関としての機能の一部を担っている状況です。今後、本市と社会福祉協議会の協働による中核機関の運営について検討を行い、本市の中核機関を設置します。また、市民を対象とした成年後見支援員を養成し、制度の知識の普及啓発を図るとともに、法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活用を図り、将来市民後見人として選任された場合においても支援できる体制を整えていきます。

基本目標３
生活を支える福祉サービスの展開

１　地域のニーズに対応したサービス基盤の整備

（１）現状と課題

支援が必要な住民及びその世帯が抱える課題が複合化・複雑化すると、地域で解決することは困難な場合が多いため、地域住民と専門機関（相談支援機関など）が話し合いの場を持つなど、専門機関による支援や公的サービス（制度）に適切につながる仕組みを構築することが重要です。

しかしながら、専門機関による支援や公的サービスの利用にたどり着くことができない（どこに相談してよいか分からない、利用できるサービスが分からないなど）場合や、閉じこもって誰とも会おうとしない、あるいは、自身が抱えている問題を改善する意欲を失い、支援の手を差し伸べようとしてもそれを拒否（セルフネグレクト）するなど、専門的な支援に結びつかないといった課題もあります。アンケート調査結果からみても、福祉に関する情報が必要なときに、すぐに情報が手に入るかについて、「どちらともいえない」「なかなか手に入らないと思う」と回答した人が 42.9%であり（図８参照）、支援が必要な住民及びその世帯が抱える課題が複合化・複雑化し、必要なサービスが多岐にわたるため、必要な情報が得られにくいということがうかがえます。

こうした課題に向き合うためには、既存の相談窓口や利用できるサービスをわかりやすく周知するだけではなく、これまで進めてきた「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、「生活困窮者自立支援制度」の取り組みをより一層進めつつ、生活困窮者自立相談支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センターなどの多機関連携により、訪問による支援（アウトリーチ）を行うなど、解決の糸口がつかめるまで寄り添うことができる体制づくり（本人が主体となって課題に取り組むことを支援する伴走型支援）を推進する必要があります。

また、地域ケア会議、自立支援協議会（生活支援部会、子ども支援部会、就労支援部会、地域定着・地域移行支援部会）、在宅医療・介護連携推進協議会、生活支援体制整備事業における協議体など、様々な視点から課題の把握に努め、市民をはじめ地域に関わる様々な団体・関係機関、社協、行政等が連携・協働を図り、「自助」「互助」「共助」「公助」の４つの視点をバランスよく適切に機能させた地域福祉の推進を図るとともに、制度の狭間に対応する施策の検討などにも取り組む必要があります。

◆ 図 8　福祉に関する情報が必要なときに、すぐにその情報が手に入るか

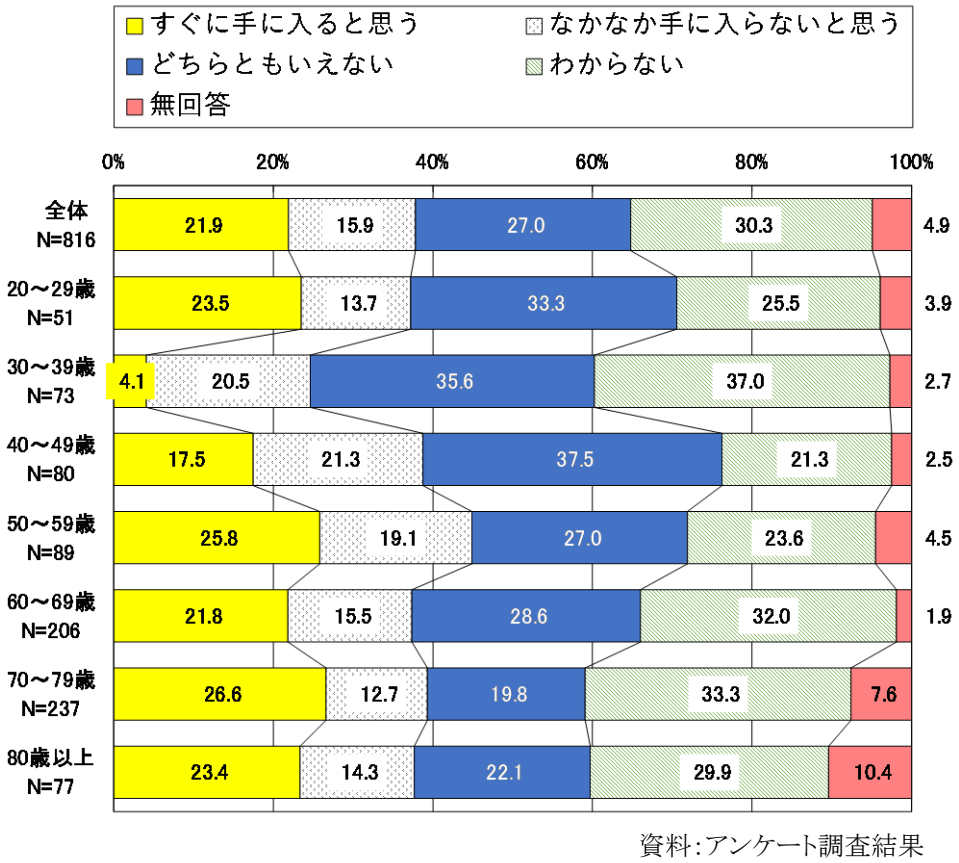

資料：アンケート調査結果

（２）今後の取り組み

これまで進めてきた「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、「生活困窮者自立支援制度」の取り組みをより一層進めつつ、生活困窮者自立相談支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センターなどの多機関連携により、訪問による支援（アウトリーチ）を行うなど、解決の糸口がつかめるまで寄り添うことができる体制づくり（本人が主体となって課題に取り組むことを支援する伴走型支援）を推進します。

また、地域ケア会議、自立支援協議会（生活支援部会、子ども支援部会、就労支援部会、地域定着・地域移行支援部会）、在宅医療・介護連携推進協議会、生活支援体制整備事業における協議体など、様々な視点から課題の把握に努め、市民をはじめ地域に関わる様々な団体・関係機関、社協、行政等が連携・協働を図り、「自助」「互助」「共助」「公助」の４つの視点をバランスよく適切に機能させた地域福祉の推進を図るとともに、制度の狭間に対応する新たな施策を検討します。

市・社会福祉協議会の主な取り組み

実施主体	計画	取り組み	内容
市	地域福祉計画	①他機関連携による伴走型支援	●生活困窮者自立相談支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センターなどの多機関連携により、訪問による支援（アウトリーチ）を行うなど、解決の糸口がつかめるまで寄り添うことができる体制づくり（本人が主体となって課題に取り組むことを支援する伴走型支援）を推進します。
		②地域生活課題の把握	●地域ケア会議、自立支援協議会（生活支援部会、子ども支援部会、就労支援部会、地域定着・地域移行支援部会）、在宅医療・介護連携推進協議会、生活支援体制整備事業における協議体など、様々な視点から課題の把握に努めます。
		③地域福祉の推進	●市民をはじめ地域に関わる様々な団体・関係機関、社協、行政等が連携・協働を図り、「自助」「互助」「共助」「公助」の４つの視点をバランスよく適切に機能させた地域福祉の推進を図ります。
		④施策の検討	●制度の狭間に対応する新たな施策を検討します。
社会福祉協議会	地域福祉活動計画	①地域生活課題の把握	●生活支援体制整備事業における協議体の中で地域課題の把握及び課題を解決するための地域の取り組みを支援します。また、地域福祉推進委員との情報共有を行い、地域にある生活課題の把握に努め、地域の多様な関係者をつなぎ、課題の解決に向け、新たに必要となるサービスを開拓することで、「連携・協働」を促進します。
		②地域福祉の推進	●結婚サポートセンター、出会いの場コーディネート事業を通して成婚者を増やすことで人口減少と少子化の是正を図ります。 ●生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業を実施し、社会とのつながりや職場でのコミュニケーションに不安がある方に寄り添いながら就労を支援します。 ●生活福祉資金貸付事業（県・市社会福祉協議会）や生活困窮者レスキュー事業を実施し、セーフティーネットの拡充に寄与します。

２　災害に強い地域づくり

（１）現状と課題

平成 23 年の東日本大震災においては、被災者全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数が 6 割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上りました。こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年に災害対策基本法の一部改正がなされ、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月内閣府）が示されました。しかしながら、近年全国各地で起こっている地震や台風、豪雨などの大規模な自然災害をみても、依然として避難行動に支援を要する高齢者や障がい者などの死亡者数が多く、適切な情報伝達と避難支援の重要性が改めて認識されています。

本市では、こうした背景と国の動向を踏まえ「南島原市地域防災計画」及び「避難行動要支援者支援マニュアル」の改正を行い、いつ発生するか分からない様々な自然災害から市民の身体・生命を守るために、平常時から関係機関と連携・協働して避難行動に支援を要する方の実効性のある避難支援がなされるよう個別計画の作成を促進するとともに、相互に支え合い、社会的孤立を生まない地域づくりを目指して、地域住民や関係機関と連携・協働して取り組んでいます。また、平常時からの災害への備えとして、市民一人ひとりが、災害発生に備え、自宅でできる安全対策や避難所での生活で欠かすことのできない必需品の準備、食料の備蓄などを推進しています。

アンケート調査結果によると、自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいかという問いに対し、「災害時の手助け」は 52.3%と最も高い割合となっています（図 4 参照）。一方で、地震や風水害などの災害に対する備えについては、「特に何もしていない」と回答した人の割合は 32.7%となっています（図 9 参照）。この背景には、人口減少や核家族化、高齢化の進行、地域の担い手不足など様々な生活課題がうかがわれます。

こうした実情を踏まえたうえで、地域住民が主体的に考え、災害に備えた取り組みと自主防災活動が広がり、相互に支え合い、社会的孤立を生まない地域づくりを推進する必要があります。

■本計画と南島原市地域防災計画との関係

南島原市の防災に関する基本計画として、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、南島原市防災会議において「南島原市地域防災計画」を定めています。また、細部については「自主防災組織活動マニュアル」「避難行動要支援者支援マニュアル」「避難所等運営マニュアル」「福祉避難所等の設置運営マニュアル」等を策定しています。

本計画では、地域防災計画及び各種マニュアルの内容をもとに、地域福祉の視点から特に対応や配慮が必要と思われる課題と方策を示しています。

◆図 9　地震や風水害などの災害に対してどのような備えをしているか

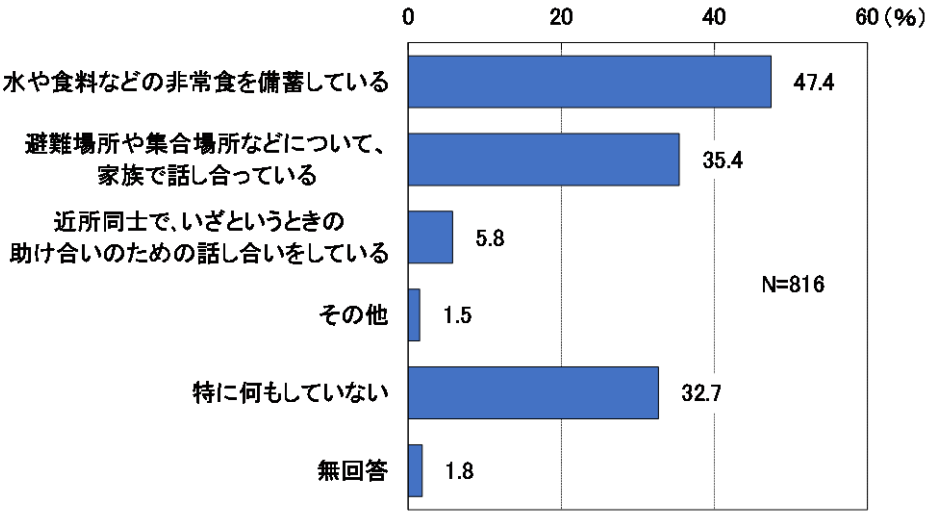

資料：アンケート調査結果

（２）今後の取り組み

「南島原市地域防災計画」に基づく災害対策と連携し、災害時に備え自宅でできる安全対策や避難所での生活で欠かすことのできない必需品の準備、食料の備蓄などを推進するとともに、避難行動要支援者の実効性のある避難支援がなされるよう、個別計画の作成を促進し、相互に支え合い、社会的孤立を生まない地域づくりを推進します。

市・社会福祉協議会の主な取り組み

実施主体	計画	取り組み	内容
市	地域福祉計画	①災害への備えの推進	●災害発生に備え、民生委員・児童委員や福祉専門職等に対し、避難行動要支援者名簿（避難支援等の実施に必要な限度）を提供し共有します。 ●民生委員・児童委員等と連携を図り、要配慮者世帯に対する災害への備え（安全対策、薬など必需品の準備、食料の備蓄等）を推進します。
		②個別計画の作成促進	●福祉専門職等と連携して、避難行動要支援者の実効性のある避難支援がなされるよう、個別計画の作成を促進します。（避難行動要支援者名簿の活用）
社会福祉協議会	地域福祉活動計画	①災害への備えの推進	●市、県社会福祉協議会、ライオンズクラブ等と連携を図りながら、災害ボランティアセンターの機能充実に努めます。 ●運営支援の協定を締結した団体との定期的なネットワーク会議を開き、災害時に迅速な対応ができるよう情報共有を図ります。 ●見守りネットワークをベースに、近隣住民による避難行動要支援者への支援体制を整備します。 ●災害ボランティアセンター設置訓練を行い、災害に強い地域づくりを目指します。

（３）評価指標と数値目標

評　価　指　標	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和5年度）
災害に対する備え・準備 （特に何もしていない人の割合）	32.7%	30%

参考資料

１　南島原市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

平成22年９月13日告示第92号

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「地域福祉計画等」という。）を策定するため、南島原市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　地域福祉計画等の策定に関すること。

（２）　地域福祉計画等の推進に関すること。

（３）　その他地域福祉計画等に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　社会福祉事業の関係者

（２）　社会福祉団体の関係者

（３）　次世代育成団体の関係者

（４）　市民団体の関係者

（５）　関係官公庁の職員

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、委嘱をした日から第２条に定める所掌事務を終了するまでとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

２　委員が欠けたときは、速やかに補欠の委員を委嘱するものとする。

（会議）

第６条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（意見の聴取）

第７条　委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聴取することができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

（委任）

第９条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成22年９月13日から施行する。

（招集の特例）

２　この告示の施行後最初に招集すべき委員会の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2　南島原市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

区　分	団体名等	氏　　名	役職
社会福祉団体の関係者	精神障害者家族会雲仙会会長	伊　藤　武　夫	委員長
社会福祉事業の関係者	障害者相談支援事業所（市委託事業所） たすかる相談支援事業所相談支援専門員	渡　辺　禎二郎	副委員長
	市社会福祉協議会事務局長	江　川　雅　也	委　員
	市地域包括支援センター所長	増　永　正　子	
社会福祉団体の関係者	市身体障害者福祉協会会長	伊　藤　邦　弘	
	市老人クラブ連合会会長	林　田　康　徳	
	市民生委員児童委員協議会会長	松　藤　嘉　嗣	
次世代育成団体の関係者	市保育会事務局	松　島　興太郎	
	市ＰＴＡ連合会会長	神　﨑　光　博	
市民団体の関係者	市ボランティア連絡協議会会長	松　尾　ヒサヨ	
	市消防団団長	大　山　秀　孝	
	市婦人会連絡協議会会長	林　　悦　子	
	市自治会長連合会会長	栗　田　勝　敏	
関係官公庁職員	長崎県県南保健所　地域保健課長	荒　木　唱　子	
	市福祉保健部長	林　田　充　敏	

第３期南島原市地域福祉計画・
第３期南島原市地域福祉活動計画

令和３年３月

発　　行　　長崎県南島原市
企画・編集　　南島原市福祉保健部福祉課総務高齢班
　　南島原市社会福祉協議会　地域福祉課

〒859-2412　南島原市南有馬町乙 1023 番地
　　TEL　（0957）73－6651
　　FAX　（0957）85－3142